

# 桜川市地域防災計画

## 【風水害等対策計画編】

(改定案)

令和2年6月改定

令和8年 月改定

茨城県 桜川市



# 目 次

## 【風水害等対策計画編】

<b>1 水害、台風、竜巻等災害対策計画</b>	<b>1</b>
<b>第1章 総 則</b>	<b>3</b>
第1節 防災計画の概要	3
第2節 市の概要	4
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>8</b>
第1節 災害対策に携わる組織とネットワークの整備	8
1-1 対策に携わる組織の整備	8
1-2 広域応援計画	8
1-3 防災組織等の活動体制の整備	8
1-4 情報通信ネットワークの整備	8
第2節 災害に強いまちづくり	9
2-1 都市防災化計画	9
2-2 水害予防計画	12
2-3 風害予防計画	15
2-4 地盤土砂災害等予防計画	17
2-5 土木施設の防災対策の推進	17
2-6 ライフライン施設対策の推進	17
2-7 危険物等災害予防計画	17
2-8 農地農業予防計画	18
2-9 火災予防計画	23
第3節 被害軽減への備え	26
3-1 緊急輸送道路の確保整備計画	26
3-2 医療救護活動への備え	26
3-3 被災者支援のための備え	26
3-4 避難対策計画	27
3-5 要配慮者対策計画	33
3-6 帰宅困難者対策計画	33
3-7 地域の孤立対策計画	33
3-8 燃料不足への備え	33
3-9 文化財災害予防計画	33
3-10 複合災害対策	33
第4節 防災教育・訓練	34
4-1 防災知識の普及啓発に関する計画	34

4-2 防災訓練計画	39
4-3 文教計画	39
4-4 災害に関する調査研究	39
<b>第3章 災害応急対策計画</b>	<b>40</b>
<b>第1節 初動対応</b>	<b>40</b>
1-1 組織計画	40
1-2 動員計画	55
<b>第2節 災害情報の収集・伝達</b>	<b>58</b>
2-1 気象情報等	58
2-2 災害情報の収集・伝達計画	68
2-3 通信計画	73
2-4 広報計画	73
<b>第3節 応援・受援</b>	<b>74</b>
3-1 自衛隊の災害派遣要請計画	74
3-2 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行	74
3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画	74
3-4 他市町村被災時の応援	74
<b>第4節 被害軽減対策</b>	<b>75</b>
4-1 災害警備計画	75
4-2 避難計画	75
4-3 輸送計画	93
4-4 消防計画	93
4-5 水防計画	94
4-6 交通計画	98
4-7 労務供給計画	98
4-8 地域の孤立対策計画	98
4-9 医療・助産計画	98
4-10 危険物等災害防止対策計画	98
4-11 燃料対策計画	98
<b>第5節 被災者生活支援</b>	<b>99</b>
5-1 被災者の把握	99
5-2 避難生活の確保、健康管理	99
5-3 ボランティア団体等支援計画	99
5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	99
5-5 生活救援物資の供給	99
5-6 要配慮者安全確保対策計画	99
5-7 文教対策計画	99
5-8 帰宅困難者対策計画	100
5-9 義援物資対策	100
5-10 愛玩動物の保護対策	100
<b>第6節 救助法の適用</b>	<b>101</b>

第7節 応急復旧・事後処理	102
7-1 建築物の応急復旧	102
7-2 土木施設の応急復旧	102
7-3 ライフライン施設の応急復旧	102
7-4 農地農業計画	103
7-5 災害廃棄物の処理	104
7-6 防疫計画	105
7-7 障害物の除去計画	111
7-8 行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画	111
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>	<b>112</b>
第1節 被災者の生活の安定化	112
1-1 義援金品の募集及び配分	112
1-2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	112
1-3 租税、公共料金等の特例措置	112
1-4 雇用対策	112
1-5 住宅建設の促進	112
1-6 被災者生活再建支援法の適用	112
1-7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	113
第2節 被災施設の復旧	114
第3節 激甚災害の指定	115
第4節 復興計画の作成	116
<b>2 航空災害対策計画</b>	<b>117</b>
<b>第1章 災害予防</b>	<b>119</b>
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>122</b>
<b>3 鉄道災害対策計画</b>	<b>129</b>
<b>第1章 災害予防</b>	<b>131</b>
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>135</b>
<b>4 道路災害対策計画</b>	<b>141</b>
<b>第1章 災害予防</b>	<b>143</b>
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>147</b>
<b>5 危険物等災害対策計画</b>	<b>153</b>
<b>第1章 災害予防</b>	<b>155</b>
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>162</b>
<b>6 大規模な火事災害対策計画</b>	<b>177</b>
<b>第1章 災害予防</b>	<b>179</b>
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>183</b>

7 林野火災対策計画.....	187
第1章 災害予防.....	189
第2章 災害応急対策.....	192
8 原子力災害対策計画.....	197
第1章 災害予防.....	199
第2章 災害応急対策.....	202

# 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画



# 第1章 総則

---

## 第1節 防災計画の概要

地震災害対策計画編 第1章 第1節「防災計画の概要」を準用する。

## 第2節 市の概要

### 第1 自然条件

#### 1 位置の概要

本市は、首都圏から約70～80km圏、県の中西部に位置し、2005年10月1日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、真壁郡大和村が合併し誕生した。

市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

また、この地域で採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業等、地域資源を活用した地場産業が営まれている。

#### 2 気候

市の気候は、冬期（12月～2月）は、“日本付近から見て、西に気圧が高く東に低い”冬型の気圧配置が現れ、平野部では北西の季節風「木枯らし」が強く吹くことが多く、全般には晴れの日が多い。

春季（3月～5月）は、強い寒冷前線が通過する際には、雷雨となり、ひょうを伴うと農作物に大きな被害をもたらす。また、フェーン現象が起き気温が急上昇して、乾燥した山野では山火事が心配される。

夏期（6月～8月）は、暑い晴天が続くと同時に、積乱雲で象徴される熱雷の季節で、発達した雷雲の下では短時間の強い雨となり落雷や突風、ダウンバーストなど激しい現象に見舞われる場合がある。

また、栃木県側から雷雲が進んでくることが多いため、市内は夜遅くまで影響を受ける。

秋季（9月～11月）は、台風が直接もたらす大雨とは別に、日本列島より遠く離れた台風が秋雨前線を刺激して降らせる長時間の大雨となることもある。

#### 3 地形

市の総面積は180.06km<sup>2</sup>であり、市の北部地域では、北に高峯（520m）、富谷山（365m）、東に200～300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。

周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。

市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。

市の中央部から南東部にかけては、雨引山（409m）、加波山（709m）、足尾山（627m）などの筑波山塊が連なっている。

これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に至り、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。

桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高50m前後の低丘陵の形状をなしている。

#### 4 地質

市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壤は、これらの風化による砂壌土である。

丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壤は黒ボク土壤である。

低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、いわゆる軟弱地震地帯となっている。

### 第2 社会条件

#### 1 土地利用

市の地目別土地利用状況は、山林が全体の 35.0%、次いで田が 17.1%、畑が 14.0%で農地が全体の 31.1%を占めている。

また、本市域の宅地は 16.05km<sup>2</sup> で、総面積の 8.9%の構成となっている。

**地目別面積の構成表**

令和7年1月1日現在

(km <sup>2</sup> )	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	180.06	30.87	25.26	16.05	1.36	63.03	1.06	9.39	33.04

資料：税務課

#### 2 人口・世帯の推移

本市の人口は 39,122 人（令和2年国勢調査）で、平成2年時に比べ 12,758 人の減少となっている。世帯数は 13,453 世帯（令和2年国勢調査）で、平成2年度に比べ 724 世帯の増加となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成2年の 10,138 人（19.5%）から令和2年には 3,985 人（10.2%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。また、生産年齢人口（15～64歳）は平成2年の 33,735 人（65.0%）から令和2年の 21,579 人（55.2%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老人人口（65歳以上）は平成2年の 8,007 人（15.4%）から令和2年の 13,423 人（34.3%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

### 人口・世帯数の推移

			平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口 (人)			51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632	39,122
世帯数 (世帯)			12,729	13,253	13,431	13,617	13,632	13,585	13,453
世帯当たり人員(人/世帯)			4.08	3.92	3.75	3.55	3.35	3.14	2.91
年齢構成	0~14 歳 人口	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808	4,892	3,985
		%	19.5	17.4	15.5	14.0	12.7	11.5	10.2
	15~64 歳 人口	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064	25,106	21,579
		%	65.0	64.1	63.0	62.2	61.4	58.9	55.2
	65 歳以上 人口	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788	12,592	13,423
		%	15.4	18.5	21.4	23.8	25.8	29.6	34.3
	計	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632	39,122
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(国勢調査)

### 第3 過去の風水害

過去の風水害については、資料編のとおりである。

『資料編 県内の風水害等の履歴』

### 第4 洪水浸水想定区域と被害想定

県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を、洪水浸水想定区域として公表している。

市に關係する河川の洪水浸水想定区域は次のとおりである。

#### 洪水浸水想定区域図が公表されている河川（市に關わる河川）

	水系名	河川名	指定公表年月日
1	利根川水系	桜川【桜橋～JR 水戸線】	令和 4 年 2 月 28 日
2	利根川水系	桜川	令和 6 年 4 月 30 日
3	利根川水系	大川（筑西市）	令和 6 年 4 月 30 日
4	利根川水系	観音川	令和 6 年 4 月 30 日
5	利根川水系	泉川	令和 6 年 4 月 30 日
6	利根川水系	大川（桜川市）	令和 6 年 4 月 30 日
7	利根川水系	布川	令和 6 年 4 月 30 日
8	利根川水系	筑輪川	令和 6 年 4 月 30 日
9	利根川水系	山口川	令和 7 年 3 月 28 日
10	利根川水系	二神川	令和 7 年 3 月 28 日
11	利根川水系	中沢川	令和 7 年 3 月 28 日
12	利根川水系	谷部沢川	令和 7 年 3 月 28 日

『資料編 洪水浸水想定区域図』

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害対策計画編 第1章 第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 第2章 災害予防計画

---

### 第1節 災害対策に携わる組織とネットワークの整備

#### 1-1 対策に携わる組織の整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-1 「対策に携わる組織の整備」を準用する。

#### 1-2 広域応援計画

地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-2 「相互応援体制の整備」を準用する。

#### 1-3 防災組織等の活動体制の整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-3 「防災組織等の活動体制の整備」を準用する。

#### 1-4 情報通信ネットワークの整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

## 第2節 災害に強いまちづくり

### 2-1 都市防災化計画

#### ■基本事項

市民の生命、身体及び財産の保護は、都市が備えるべき最も根幹的機能の一つであり、都市防災の推進は、行政が担うべき最も基本的施策の一つである。

都市防災の推進に当たっては、平時こそ「いつか必ずこのまちでも災害が起こる」という危機意識をもち、各種防災対策を計画的かつ総合的に対策を講じていく必要がある。

#### ■対策

### 第1 計画の方針

#### 1 基本方針

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い、市土づくり、まちづくりを行う。洪水氾濫等による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

- (1) 治山、治水事業等の総合的、計画的推進等災害に強い市土を形成する。
- (2) 総合的災害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2 風水害に強い地域づくり

- (1) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害予防施設の整備等を県に協力し促進するとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を促進する。
- (3) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を県に協力し促進するとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を促進する。
- (4) 河川改修の当面の目標として、桜川の緊急改修区間（筑真橋より上流の8.2km）の早期完成や、中期的には真壁工区（11.75km）と大和工区（4.75km）を合わせた約16.5km区間の改修計画での整備促進を県に要望し、洪水被害の軽減を図る。
- (5) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観にも配慮することとする。

#### 3 風水害に強いまちづくり

##### (1) 防災まちづくりの推進

ア 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する。

イ 市は、避難場所、避難所、福祉避難所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図ると

とともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

ウ 市は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を促進する。

エ 市は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路、雨水渠等の建設等を促進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制の整備を促進する。

オ 学校や体育館、コミュニティセンター等の避難所となる公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の住民が利用する公共施設の浸水予防対策や不燃化を推進し、大規模な災害が発生した場合でも施設の安全を確保し、住民の安全の確保に努める。

カ 老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### (2) 適切な土地利用の推進

ア 市は県の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

イ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の促進に努める。

ウ 市は、洪水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な土地利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

#### (3) 情報の伝達方法の向上

ア 市は、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内に立地する要配慮者が利用する施設において、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう予報等の伝達方法を定めるとともに、当該施設の名称及び所在地について住民への周知に努める。

イ 土砂災害警戒区域をその区域に含む本市において、市長（本部長）は土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難所、福祉避難所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

#### (4) 風水害に対する建築物の安全性の確保

ア 市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 市は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努める。

ウ 市は、強風による落下物の防止対策を促進する。

エ 市は、建築物を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するように努める。

#### (5) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確

保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を促進する。

イ ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

#### (6) 要配慮者への配慮

ア 市は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難所、福祉避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を促進する。

イ 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、2階建て以上を検討するなど、一時避難が可能なよう配慮する。

ウ 要配慮者は、一般の住民と比較して避難活動が困難、又は避難完了までに相当の時間を要するものと考えられる。そこで、市及び要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ情報伝達、避難体制について整備しておく。

エ 市は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在について、地域住民に周知するよう努めるとともに、当該施設への情報伝達として、電話、FAX、防災行政無線、桜川市情報メール一斉配信サービス、市ホームページ、緊急速報メール、市公式SNS（X（旧Twitter）、LINE、Facebook）（以下「市公式SNS」という。）、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセンジャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

#### (7) 災害応急対策等への備え

ア 市は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

イ 市は、避難場所、避難所、福祉避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・市有財産の有効活用を図る。

ウ 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

#### (8) 防災拠点の整備

市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

##### ア 防災拠点等の整備

市庁舎は市民の安全を守る防災拠点として、耐震基準を満たし、大規模災害時でも72時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受入れが可能な新庁舎を整備する。

##### イ 物資拠点の指定

災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

## 2-2 水害予防計画

### ■基本事項

水害予防計画は、水系ごとに一貫したものとし、将来における治山治水対策上必要な砂防・河川改修及び地すべり防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図る。

### ■対策

#### 第1 水防法に基づく洪水対策

##### 1 河川情報の提供

県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。市はこれらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

##### 河川の量水標の位置、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）（法12条）

河川名	量水標地		水防団待機水位	平水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高	
	観測所	大字							最高水位	年月日		左岸	右岸
桜川	岩瀬	岩瀬	-0.65	-	-	-	-	7.46	平 11.12.14	Y.P.+ 42.07	Y.P.+ 45.41	Y.P.+ 45.01	
〃	大和橋	青木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃	塙世橋	真壁町 亀熊	0.13	2.3	2.8	-	-	5.46	4.1	昭 13.6.29	Y.P.+ 27.19	Y.P.+ 32.75	Y.P.+ 31.31

（県計画 資料編）

#### 2 浸水想定区域の指定

- (1) 県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表している。
- (2) 市長は、県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第15条第1項各号に掲げる事項を水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (3) 本市に關係する河川の洪水浸水想定区域は、利根川水系の桜川、大川（筑西市）、観音川、泉川、大川（桜川市）、布川、筑輪川、山口川、二神川、中沢川、谷部沢川において指定されている。

#### 3 避難体制の整備

- (1) 市は、浸水想定区域については、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知を図る。
  - ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
    - (ア) 防災行政無線、広報車、市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、

市公式SNS等、緊急速報メール等による広報

- (イ) 消防団による市内巡回
  - (ウ) 自主防災組織を活用した戸別伝達
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- エ 浸水区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法
- (2) 市は、上記(1)の事項について住民に周知するため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。
- (3) 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。
- また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- (4) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。
- また、市は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

#### 4 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、県道及び家屋の浸水対策に取組むものとする。

## 第2 治山治水計画

### 1 森林の概況

災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、事前措置として平素から危険箇所を把握し、防災パトロールを実施するとともに、避難広報体制の強化を図る。

### 2 治山施設の整備

県の策定した森林整備保全事業計画に基づき、緊急性の高い箇所の優先的整備実施について要請する。また、国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所については、県事業としての整備実施を要請する。

### 3 河川の改修

洪水による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の

整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

#### 4 警戒避難の目安

次に掲げるような場合には自発的に警戒避難を行う。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、流木がまぎりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにも関わらず溪流の水位が急激に減少はじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- (5) 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

### 第3 保安林整備計画

市は、霞ヶ浦地域森林計画に基づき、県に要請し、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための特定保安林の指定を進める。

## 2-3 風害予防計画

### ■基本事項

本計画は、風による災害発生の防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図ることを定める。

### ■対策

#### 第1 農作物の予防対策

風害を予防するため防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図る。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図る。

#### 第2 竜巻災害予防計画

##### 1 住民が行う対策

###### (1) 自主防災思想の徹底

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による被害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るためにの行動」を心がける。

ア 竜巻等に関する気象情報に留意する。

イ 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子をみて積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

ウ 積乱雲が近づいている兆候がみられたときは、「生命・身体を守るためにの行動」の準備をする。

エ 竜巻等が身近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るためにの行動」を実施する。

特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

###### (2) 場所に応じた対策

ア 住宅内の場合

(ア) 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。

(イ) 窓から離れる。

(ウ) 地下室か最下階へ移動する。

(エ) できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。

(オ) 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして顔や首筋を腕で覆う。

イ オフィスビル・病院などにいる場合

(ア) 窓のない部屋や最下階へ移動する。ガラスのある場所から離れる。

(イ) ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。

(ウ) 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(エ) エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない。

ウ 外にいる場合

## 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画

### 第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり

- (ア) 近くの頑丈な建物に避難する。
- (イ) そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (ウ) 物置や倉庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- (エ) 上記に比べれば自動車の中のほうが安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされるおそれがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

#### (3) 竜巻に関する情報の入手・利用

竜巻等に関する気象情報は、気象庁が発表するとほぼタイムラグなしで全国瞬時警報システム「J-ALEERT」により市に伝達される。

#### (4) 自主防災行動の実施

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

#### (5) その他の対策

非常持出品の備え等の(1)、(2)、(3)以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

## 2 市が行う対策

#### (1) 局所的災害に対する情報収集体制の整備

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局所的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、気象庁からの即報により収集できる体制の整備に努める。

#### (2) その他の対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

## 2-4 地盤土砂災害等予防計画

地震災害対策計画編 第2章 第2節 2-5 「地盤土砂災害等予防計画」を準用する。

## 2-5 土木施設の防災対策の推進

地震災害対策計画編 第2章 第2節 2-3 「土木施設の防災対策の推進」を準用する。

## 2-6 ライフライン施設対策の推進

地震災害対策計画編 第2章 第2節 2-4 「ライフライン施設の耐震化の推進」を準用する。

## 2-7 危険物等災害予防計画

地震災害対策計画編 第2章 第2節 2-6 「危険物等災害予防計画」を準用する。

## 2-8 農地農業予防計画

### ■基本事項

市は、農業関係機関と緊密な連絡をとり、災害の未然防止体制を図るとともに、防災技術の向上、農作物等災害未然防止対策の啓蒙や資材の確保に努める。

### ■対策

#### 第1 農地計画

##### 1 防災営農体制の確立

市は、災害の発生に備え、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合等関係機関と緊密な連絡をとり、広く一般農家まで災害対策を啓蒙して災害の未然防止体制を整える。

##### 2 農作物等災害未然防止対策

###### (1) 農作物対策

災害名	作物名	事由
風害	水 稲	1 作付体系：早・中・晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の設定を行うこと。 2 肥培管理：施肥の合理化及び追加の時期、量に注意すること。 3 施設：病害虫防除器具の整備を行うこと。
	陸 稲	1 作付体系（水稻と同じ） 2 肥培管理 ①倒伏防止のため土寄せを行うこと。 ②施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設（水稻と同じ）
	落花生	1 作付体系：立性種をさけること。 2 肥培管理：土寄せを行うこと。
	大 豆	1 作付体系：短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理：倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系：夏、秋作で強風に弱い作物及び品種は台風時期を避ける作付をすること。 2 肥培管理：支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 ①温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 ②春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	たばこ	1 防護措置：圃場の周囲に防風垣を設置すること。（麦稈わら等で防風垣を設置する又はらい麦等を作付する。）
	果 樹	1 防護措置 ①防風垣を設置すること。 ②成木は名木を繋補し、又は支柱をたてること。幼木は支柱をたて直し、又はよしずやこも等で周囲をとりまくこと。
	桑	1 肥培措置：風害のおそれが少なく、しかも家屋、森林等の蔭とならない日当たりの良い場所に堆糞専用桑園を設置すること。
	花 卉	1 作付体系 ①作付期間を分散させ、台風時期に集中しないようにすること。 ②ネットを張り、茎がなびかないように固定すること。
	肥料作物	1 施設：サイロの調整を行うこと。

災害名	作物名	事由
水害	陸 稲	1 肥培管理 ①土砂流出防止策を講ずること。 ②冠浸水危険地区では排水路の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系：土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 ①水田裏作麦は高畦栽培を行うこと。 ②排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 ①播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 ②中耕土寄せは早めに行うこと。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下を避けること。
	なたね	1 作付体系：水田裏作はできる限り低地及び湿田の栽培を避けること。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは早めに刈取り、脱粒後乾燥機を使用して品質の低下を避けること。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 ①低湿地は排水溝を設置しておくこと。 ②畦は、圃場の高低に併行させて作り、帯水にしないように努めること。 ③水田裏作は高畦栽培をすること。
	たばこ	1 肥培管理 ①高畦栽培を行うこと。 ②ほ場に排水溝を設置すること。 ③自給肥料（たい厩肥、草木灰）の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系：低湿地は、できるだけ水温に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理：傾斜地は土壤の崩壊を防ぐための集排水溝を整備しておくこと。
	桑	1 作付体系：新改植する場合には、水湿に強い品種を改良鼠返等選定すること。 2 植付けの場合は排水を考慮し、仕立法は根刈仕立てを避け改良高値刈、中刈、高刈仕立を行うこと。
	肥料作物	1 作付体系 ①草地の土壤侵蝕防止のため裸地の補播を行うこと。 ②流排水路の整備を行うこと。
干害	水 稲	1 作付体系：成育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理：畦畔の漏水防止に努め揚水機利用等による計画冠水を行うこと。
	陸 稲	1 作付体系：耐干性の品種選定を行うこと。 2 肥培管理 浅く中耕して土壤水分の発散防止に努めること。
	落花生	1 作付体系：耐干の品種選定を行うこと。
	なたね	1 肥培管理 ①軽しよう土については、直播きし鎮圧を行うこと。 ②移植については、健苗を育成し適期移植を行うこと。
害	そさい及び ビニールハウス 花卉	1 肥培管理 ①基肥は、深層施肥を行うこと。 ②乾燥期は、敷藁等をし水分の発散防止に努めること。 ③敷藁を行わないものは表層面を軽く中耕すること。 ④追肥は液体肥料を用いること。 2 施設：冠水施設を設置すること。

災害名	作物名	事由
干害	たばこ	1 肥培管理 たい肥を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。
	果樹	1 肥培管理 ①肥草や日覆を行い土壤の乾燥防止に努めること。 ②土壤管理を良くし、根の発育促進すること。 2 施設 冠水施設を設置すること。
	桑	1 肥培管理 ①堆厩肥等を十分施すこと。 ②桑園を草生栽培薬剤、草刈等で被覆すること。
	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 ①適期播種を行うこと。 ②霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
寒害	なたね	1 肥培管理 ①適期播種を行うこと。 ②直播に努め磷酸肥料の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系：耐寒播種を選定すること。 2 肥培管理：マルチングをし根の保護を行うこと。 3 施設：ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果樹	1 防護措置：寒風を避けるため防風垣を整備すること。
	水稲	1 作付体系 ①早、中、晚、品種の組合せを行うこと。 ②出穗期は7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理：イモチ病防除器具の整備を行うこと。
凍霜害(冷害)	麦	1 作付体系：耐寒播種を選定すること。 2 肥培管理：堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理：冠水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設：保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。
	たばこ	1 肥培管理 ①苗の順化処理により健苗の育成に努めること。 ②生産初期には補植又は植替えを行うための苗を確保すること。 ③凍霜害のおそれがあるときは、稻藁等で被覆すること。
	果樹	1 作付体系 ①凹地等冷気の停滞し易いところは根付けしないこと。 2 防霜管理：晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃焼物を準備しておくこと。
	桑	1 作付体系：被害の少ないところを選び堆蚕専用桑園を設置すること。 2 肥培管理：仕立法は改良高根刈、中刈仕立等を行うこと。 3 防護措置 ①晩霜のおそれがあるときは、なるべく解凍を遅く行うこと。 ②晩霜警報があったときは、少なくとも堆蚕桑（桑園面積の約20%）が確保できるよう重油燃焼法及び藁被覆法にて予防を行うこと。

## (2) 家畜対策

ア 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行うこと。

- イ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行うこと。
- ウ 増、浸水の場合を想定して、避難移動場所の確保を図ること。
- エ 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄すること。

### 3 ため池等整備事業

#### (1) 老朽ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用揚排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修の促進を図る。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ耐震対策を進める。

#### (2) 湖岸堤防工事

池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修の促進を図る。

#### (3) 農業用河川工作物等応急対策工事

農業用河川工作物の構造が不適切若しくは不十分であるものについて、洪水等による災害を未然に防止することを目的とし、整備補強等の促進を図る。

### 4 冠水防除事業

桜川沿岸 150ha、観音川沿岸 50ha は 150mm 以上の降雨の際は流域一帯が冠水し農作物等の被害を被るので、その未然防止対策として次の対策を講じることとする。

#### (1) 桜川の曲部改修工事の促進を要請するとともに、常時降雨量と気象情報に注意を払い 防災無線・広報車等により事前指導する。

#### (2) 観音川については、真壁地区、大和地区は土地改良事業等により、被害防止対策をは かるとともに河川改修の促進を要請する。

#### (3) 水質障害対策事業

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去並びに防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

## 第2 農業計画

### 1 農林漁業災害対策委員会の設置

災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として設置する。

#### (1) 災害の未然防止対策

##### ア 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

##### イ 農業保険の普及

農作物被害による損失に備えて、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険への加入を促進する。

#### (2) 災害の事後対策

##### ア 県条例の迅速な適用

## 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画

### 第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり

被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講じる。

#### イ 制度資金の活用

県条例が適用されない小さな災害については被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金（農林漁業金融公庫資金）の活用の推進を図る。

## 2 資材の確保

### （1）防除器具の整備

市は病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

### （2）薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要量の備蓄を行う。

## 2-9 火災予防計画

### ■基本事項

本計画では、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員及び団員の教養訓練等について指導助言をし、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の効果を挙げ、必要に応じて消防に関する勧告等を行い、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。

### ■対策

#### 第1 消防組織の充実・強化

市は、消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図り、予防要員の確保によって予防業務の万全を期する。

また、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図る。

##### 1 消防機関の充実・強化

消防体制を充実・強化するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防組織を整備するとともに、予防要員・警防要員を確保し予防業務の万全を期する。

本市は常備消防として筑西広域市町村圏事務組合消防本部が管轄し、桜川消防署、真壁分署が設置されている。

消防団は、桜川市消防団として、岩瀬地区地区17分団、大和地区7分団、真壁地区12分団、計36分団が設置されており、災害等に備えている。引き続き災害時の活動が十分にできるよう、資機材の調達を図り、団員の確保、技術の向上等を推進し、消防力の充実・強化を図る。

##### 2 消防力の整備

###### （1）初期消火体制の確立

大災害発生直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の目的を十分發揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

###### （2）可搬式動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式動力ポンプの配置を検討し、非常用として市が地元代表者と協議して整備する。

###### （3）消防水利の整備

危険地域における防火水槽等の消防水利を増設し、その適切配置を推進するとともに、河川、池などの自然水利はもちろんのこと、井戸、用水等も水利として利用できるよう事前に消防機関と検討し、利用計画をたてる。

###### （4）救出機材の整備

家具や建物などの重量物の下敷きとなった人々の救出を迅速に行うため、レスキュー・キット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、機材等（動力付ノコ、手ノコ）などの整備も進める。

##### 3 消防施設等の整備・強化

消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強

化を図る。

#### 4 消防団活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、日本郵便株式会社の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図り活動体制の強化に努める。

また、人口減少や社会情勢等の変化により、本市消防団においても消防団員の確保が困難になりつつあるため、桜川市消防団組織再編計画（令和7年2月）に基づき、本市消防団が、今後も続く社会情勢の変化の中であっても、地域防災力の低下を招かぬよう、また、多発・複雑化する自然災害にも柔軟に対応できるよう、かつ団員の負担軽減が図れるよう、消防団の新たな組織体制の構築を図るものとする。

#### 5 自主防災組織の充実、強化

市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進する。

自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消防資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### 第2 火災予防対策の徹底

#### （1）建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用をはかり、建築面からの火災予防の徹底を期する。

#### （2）防火管理者の育成、指導

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

#### （3）消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施

#### （4）消防用設備等の点検及び整備

#### （5）火気使用又は取扱いに関する監督

#### （6）自衛消防隊の実動訓練の実施、火災予防と消防活動の確立

### 第3 危険物施設等の保安監督の指導

消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、又危険物取扱者に対し指導の強化を図る。また、これら施設について必要な都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を実施する。

危険物製造所、貯蔵所、取扱所（以下「製造所等」という。）に対しての保安対策として、次の事を実施させる。

## 1 危険物製造所等の保安対策

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備等について、危険物規制の政令基準に適合しているかどうかを査察し、その不備等については、是正指導をして保安の確保を図る。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬方法等は危険物取扱者をして、政令基準どおり実施させるとともに、製造所等の爆発事故や火災の延焼防止を図るため予防規定を樹立、消火通報避難訓練等を実施させるとともに、規定量以上の消火用器具の完備と各所に消火用薬剤等の增量保有を励行させる。
- (3) 地震時における製造所等の保安の確保を図るため、施設内外に固定されている消火設備、タンク等は地震に耐えるよう確実に備付させるとともに、事態発生に際しては、油類の施設外流出、道路の亀裂内に対しての流入等に備えてあらかじめ十分なる土嚢、砂、砂利等を蓄積させる。

## 第4 防火思想、知識の普及徹底

住民の防火思想の高揚を図るため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ、インターネットホームページ等報道機関の利用等を図る。

## 第3節 被害軽減への備え

### 3-1 緊急輸送道路の確保整備計画

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-1 「緊急輸送道路の確保整備計画」を準用する。

### 3-2 医療救護活動への備え

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-3 「医療救護活動への備え」を準用する。

### 3-3 被災者支援のための備え

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-4 「被災者支援のための備え」を準用する。

## 3-4 避難対策計画

### ■基本事項

危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所等の指定及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

### ■対策

#### 第1 避難場所、避難所等の指定

##### 1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。また、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (2) 市は、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。
- (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。
- (4) 市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

##### 2 指定避難所の指定

- (1) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (2) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、愛玩動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。
- (3) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難所は

3.5 m<sup>2</sup>当たり1人とすること。（避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について）

- (4) 避難路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。また、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難路の変更や危険要因等の排除に努めること。
- (5) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めること。
- (6) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (7) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (8) 指定避難所となる施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。

なお、大規模な災害が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくこと。

- (9) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めること。

備蓄すべき主なものは、次のとおりである。

- ア 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。）  
イ 生活必需品  
ウ ラジオ、テレビ  
エ 通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災行政無線を含む。）  
オ 放送設備  
カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）  
キ 炊き出しに必要な機材及び燃料  
ク 給水用機材、給水タンク  
ケ 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）  
コ 物資の集積所（備蓄倉庫等）  
サ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ  
シ マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーテイションテント  
ス 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行うこと。

- (10) 指定避難所となる施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (11) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (12) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めること。
- (13) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮す

ること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図ること。

- (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めること。
- (15) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること。
- (16) 必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあつせんできるよう、あらかじめ体制の整備に努めること。

### 3 福祉避難所の指定

- (1) 要配慮者のための福祉避難所の予定施設をあらかじめ指定する。
- (2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (3) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

### 4 即応体制の整備

- (1) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (2) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (3) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所等を運営できるように配慮するよう努める。
- (4) 避難所等には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (5) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (6) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (7) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

## 第2 避難誘導体制

### 1 地域の危険に関する情報の事前周知

- (1) 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及啓発を行う。
- (2) 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、浸水、土砂災害等の危険箇所・警戒区域等や避難場所・避難路等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解

の促進を図るよう努める。

## 2 避難指示等の情報伝達体制の整備

- (1) 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- (2) 防災行政無線等、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する手段を整備する。  
特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- (3) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。
- (6) 犖牲なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

## 3 避難指示等発令の客観的基準の設定

- (1) 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、地域の降水量等を目安とする避難指示等の発令基準を設定する。
- (2) その他の中小河川等については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。
- (3) 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒区域等を活用し、土砂災害に対する避難指示等の発令基準を設定する。

## 4 避難指示等の発令対象区域の設定

### (1) 水害

洪水予報河川と水位周知河川については、水防法に基づき公表されている浸水想定区域を参考に、避難指示等の発令区域を設定する。また、その他河川については、地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

### (2) 土砂災害

土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難指示等を発令することを基本とする。

また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難指示等を発令することを検討する。

## 5 避難誘導体制の整備

- (1) 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等に

による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

- (2) 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援プランを策定する。
- (3) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。
- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

### 第3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における避難確保のための措置

#### 1 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内において定める事項等

市は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等について、当該浸水想定区域・土砂災害警戒区域等ごとに、以下に関する事項を定める。

##### (1) 浸水想定区域

- ア 洪水に関する情報等の伝達方法
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水に関する情報等の伝達方法

##### (2) 土砂災害警戒区域

- ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

#### 2 地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

市は、本計画において、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時・土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水に関する情報・土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

『資料編 浸水想定区域内の要配慮者利用施設』

『資料編 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設』

#### 3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域の周知

市長は、上記1、2の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」

として明示することに努めるものとする。

## 第4 広域避難に係る体制の整備

### 1 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (1) 避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (2) 県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (3) 災害の想定により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

### 2 広域避難の受入れに備えた体制整備

- (1) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

## 3-5 要配慮者対策計画

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-6 「要配慮者対策計画」を準用する。

## 3-6 帰宅困難者対策計画

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-7 「帰宅困難者対策計画」を準用する。

## 3-7 地域の孤立対策計画

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-8 「地域の孤立対策計画」を準用する。

## 3-8 燃料不足への備え

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-9 「燃料不足への備え」を準用する。

## 3-9 文化財災害予防計画

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-10 「文化財災害予防計画」を準用する。

## 3-10 複合災害対策

地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-11 「複合災害対策」を準用する。

## 第4節 防災教育・訓練

### 4-1 防災知識の普及啓発に関する計画

災害による被害を最小限にとどめるためには、「公助」「自助」「共助」が連携した住民運動の展開が必要であるため、市、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。

また、市職員をはじめとする防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

#### 第1 住民に対する防災知識の普及

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

##### 1 普及すべき防災知識の内容

###### (1) 風水害の知識

- ア 風水害時の危険性
- イ 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ウ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- エ 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- オ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- カ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- キ 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動の取るべきタイミングを逸すことのない適切な行動
- ク 避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所・指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと
- ケ 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- サ 自主防災組織等の地域での防災活動
- シ 要配慮者への支援協力
- ス 帰宅困難者対策
- セ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ソ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考

### え方

タ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

チ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

#### (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

指定緊急避難場所・指定避難所を指定したときは、下記の内容等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の内容

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

(ウ) 指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合は、特定の災害において当該施設に避難することが不適当である場合があり、災害に適した施設を避難先として選択すべきであること。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の位置（近隣市町への指定を含む）、収容人数、愛玩動物の受入方法等

ウ 指定緊急避難場所への誘導標識の見方等

#### (3) 災害時における偽・誤情報への対応

熊本地震や能登半島地震等の近年の大規模地震において、SNSは情報収集手段や安否確認手段として寄与したとされている。一方で、熊本地震においては動物園からライオンが逃げたという誤情報による混乱が発生し、能登半島地震においては熊本地震のときより多くの偽情報が投稿されていたことが分析されており、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が、SNS上では流通したと指摘されている。

災害発生時には、災害情報や避難情報を確実に取得することが重要であり、正確な情報を入手するうえでは、国・県・市のホームページ、取材と編集に裏打ちされた情報発信を行うテレビ・ラジオ放送などのほか、ファクトチェック団体による情報も情報源として有用となることを周知する。

#### (4) 防災関連設備等の準備

ア 非常用持出袋

イ 消火器等消火資機材

ウ 住宅用火災警報器

エ その他防災関連設備等

### 2 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

#### (1) 広報紙、パンフレット、防災マップ等の配布

市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全

な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

#### (2) 講習会等の開催

市、防災関係機関は県と連携して、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

#### (3) 住民参加型ワークショップの開催

市、防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

#### (4) その他メディアの活用

ア テレビ・ラジオ局等の番組の活用

イ ビデオ、DVDの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等）の活用

### 3 防災拠点の整備

市は、応急対策活動の拠点となる市役所新庁舎、公立学校、コミュニティセンター等の公共施設及び広域活動拠点について、防災教育の機能を有する設備の整備に努め、平常時における防災教育の拠点として活用を図る。

## 第2 学校における防災教育

小中義務教育学校の総合的な学習の時間等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、防災関係機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

### 1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進し、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

### 2 児童生徒等に対する防災教育

学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災

害時の対応力を育むことに留意する。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
- (2) 指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。
- (3) 大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努めるとともに、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- (4) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などをを行う。
- (5) 「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、上下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の実施を検討する。
- (6) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

### 3 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等（心肺蘇生法等）に関する指導者研修会を通して指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

### 4 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

## 第3 市職員に対する防災教育

### 1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な災害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

### 2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

## 第4 関係機関への対応

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は

業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及啓発を行う。

## 第5 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

### 1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

### 2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

## 第6 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケット等の不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

## 第7 自動車運転者に対する教育

交通安全教育実施時において、災害発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

## 4－2 防災訓練計画

地震災害対策計画編 第2章 第4節 4－2 「防災訓練計画」を準用する。

## 4－3 文教計画

地震災害対策計画編 第2章 第4節 4－3 「文教計画」を準用する。

## 4－4 災害に関する調査研究

地震災害対策計画編 第2章 第4節 4－4 「災害に関する調査研究」を準用する。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 初動対応

### 1-1 組織計画

#### ■基本事項

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、市災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たる。

#### ■対策

### 第1 災害対策本部等

#### 1 配備体制

配備体制は、次によるほか、その時の状況により市長が決定する。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
注意配備	準備指令	1 梅雨期、台風期等に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 2 台風接近時に強風域に入る可能性があるときで、必要と認めるとき。 3 その他、市長が特に必要と認めるとき。		防災課	勤務庁舎
警戒体制	第1配備指令	1 気象警報が発表されたとき。 2 キキクルの危険度分布により、市域内に「警戒（赤色表示）」が出現したとき。 3 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 4 その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。 5 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	収集範囲	収集場所
緊急体制	第2配備指令	1 気象警報が発表され、かつ、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 キキクルの危険度分布により、市域内に「危険（紫色表示）」が出現したとき。 4 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 5 その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。 6 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
		避難所担当職員	各担当避難所		
非常体制	第3配備指令	1 特別警報が発表されたとき。 2 キキクルにより、市域内に「災害切迫（黒色表示）」が出現したとき。 3 緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想されるとき。 4 気象警報が発表され、かつ、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 5 その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。 6 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

(1) 準備指令（注意配備）

準備指令が発令されたときは、注意配備をとり、災害が発生するおそれがある状況等に対応するため、情報収集等必要な業務を行うこととし、必要に応じて情報を共有するための事前会議を行う。

(2) 第1配備指令（警戒体制）

第1配備指令が発令されたときは、警戒体制をとり、災害警戒本部を設置して情報収集連絡、災害対策等必要な業務を行うこととする。

(3) 第2配備指令（緊急体制）

第2配備指令が発令されたときは、緊急体制をとり、災害対策本部を設置して災害の現状に対処し、その拡大に備える。

(4) 第3配備指令（非常体制）

第3配備指令が発令されたときは、非常体制をとり、災害対策本部設置を設置し全力をもって災害に対処する。

## 2 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、警戒体制をとるとき、各部長等をもって構成し、災害対策本部設置前及び設置する必要がないと認められる災害に対応するため、情報収集連絡、災害対策等必要な業務を行うこととし、その事務は防災課において行う。

また、市長が必要と認める場合には、防災関係機関の長等に出席を求める。

### (1) 設置基準

本節「1-2 動員計画」に示した警戒体制を取るとき設置する。

### (2) 組織

災害警戒本部は総務部長を本部長とし、また、副本部長を危機管理専門員、市長公室長、建設部長、教育部長が勤め、防災課員、秘書広報課員、建設課員、学校教育課員、各総合窓口課員が本部員を構成し、事務局長を防災課長が務める。

また、災害の状況に応じて桜川市災害対策本部規定第3条に基づき各本部担当課員を招集できるものとする。

### (3) 活動内容

- ア 気象、被害等の情報収集
- イ 災害情報に関する広報
- ウ 災害危険箇所におけるパトロール等
- エ 被害状況の把握
- オ 被害状況の県への報告
- カ 関係機関等への通報
- キ 避難所開設など災害応急対策の実施
- ク 事態の推移により、速やかに緊急体制又は非常体制に移行する。

### (4) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき。
- イ その他警戒本部長が必要なしと認めたとき。

## 3 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、災対法第23条の2、桜川市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより、緊急体制又は非常体制をとり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置基準

#### 【設置基準】(風水害)

- ア 台風・集中豪雨・洪水・火事・爆発その他による災害が発生した場合又は発生するおそれのあるときで、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- イ 暴風・大雨・洪水等の注意報、警報、特別警報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- ウ 気象庁と県が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- エ 救助法が適用される災害が発生したとき。
- オ その他市長（本部長）が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

### (2) 廃止

市長（本部長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し

応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員、県及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

(4) 本部長等の責務

ア 市長（本部長）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長には、副市長、教育長及び総務部長の職にある者をもって充てる。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 市長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合、副本部長が本部長の職務を代理する順序は次のとおりとし、本部設置等必要な災害対策を行う。

第1順位	第2順位
副市長	総務部長

(5) 部門及び部

ア 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

イ 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

ウ 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

エ 部長は、上司の命を受け、所属の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。

(6) 開設場所

災害対策本部は、市役所大和庁舎3階大会議室に設置する。

ただし、市庁舎が被災するなど何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第1順位	第2順位
岩瀬庁舎	真壁庁舎

(7) 現地災害対策本部

ア 本部長は、現場における救助等について、適確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、現地災害対策本部の設置を指示する。

イ 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## 4 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部会議を招集する。

ア 本部会議

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部事務局長、部長及び本部事務局防災担当

職員をもって構成する。

(イ) 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に前項に規定する者以外のものの出席を求めることができる。

イ 協議事項

本部会議は、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- (ア) 救助法による救助の実施に関すること。
- (イ) 災害対策本部の活動体制に関すること。
- (ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- (エ) 応援要請に関すること。
- (オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (カ) 災害広報に関すること。
- (キ) 県に対する要望に関すること。
- (ク) 災害対策本部の廃止に関すること。
- (ケ) その他重要な事項に関すること。

ウ 招集

本部長が必要に応じ招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話（メール）、庁内チャットツール等を用いて、部長及び本部事務局防災担当職員を招集する。

(2) 本部設置等の通知及び公表

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに県（防災・危機管理課）等に通知する。

また、本部を設置する施設の玄関に「桜川市災害対策本部」の看板を設置する。

**設置・廃止の通知先**

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各部各班	庁内放送、携帯電話（メール）、庁内チャットツール
一般住民	防災行政無線、広報車、緊急速報メール、桜川市情報メール一斉配信サービス、市ホームページ、報道機関
県 (防災・危機管理課)	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
県西県民センター	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
桜川警察署	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
近隣市町	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX

(3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関に対し連絡員の派遣を要請す

る。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(4) 職員の健康管理

総務部長は、職員の健康管理に必要な基本的な措置を講じるものとし、各班の責任者及び連絡員は、職員の健康、勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

(5) 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(6) 国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

## 第2 災害対策本部の組織

### 1 災害対策本部の構成

(1) 部等の設置

本部に本部事務局及び部を置き、各部に班を置く。

(2) 部長等

ア 本部事務局に事務局部長及び事務局次長を、部に部長及び必要な部に次長を置く。

イ 事務局部長及び部長は、本部長及び副本部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

ウ 事務局次長は事務局部長を、次長は部長を補佐し、事務局部長若しくは部長に事故があるとき又は事務局部長若しくは部長が欠けたときは、それぞれその職務を代理する。

(3) 班長、副班長及び班員

ア 班に班長及び必要な班に副班長を置く。

イ 班に班員を置く。

ウ 班長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、班の業務を処理する。

エ 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

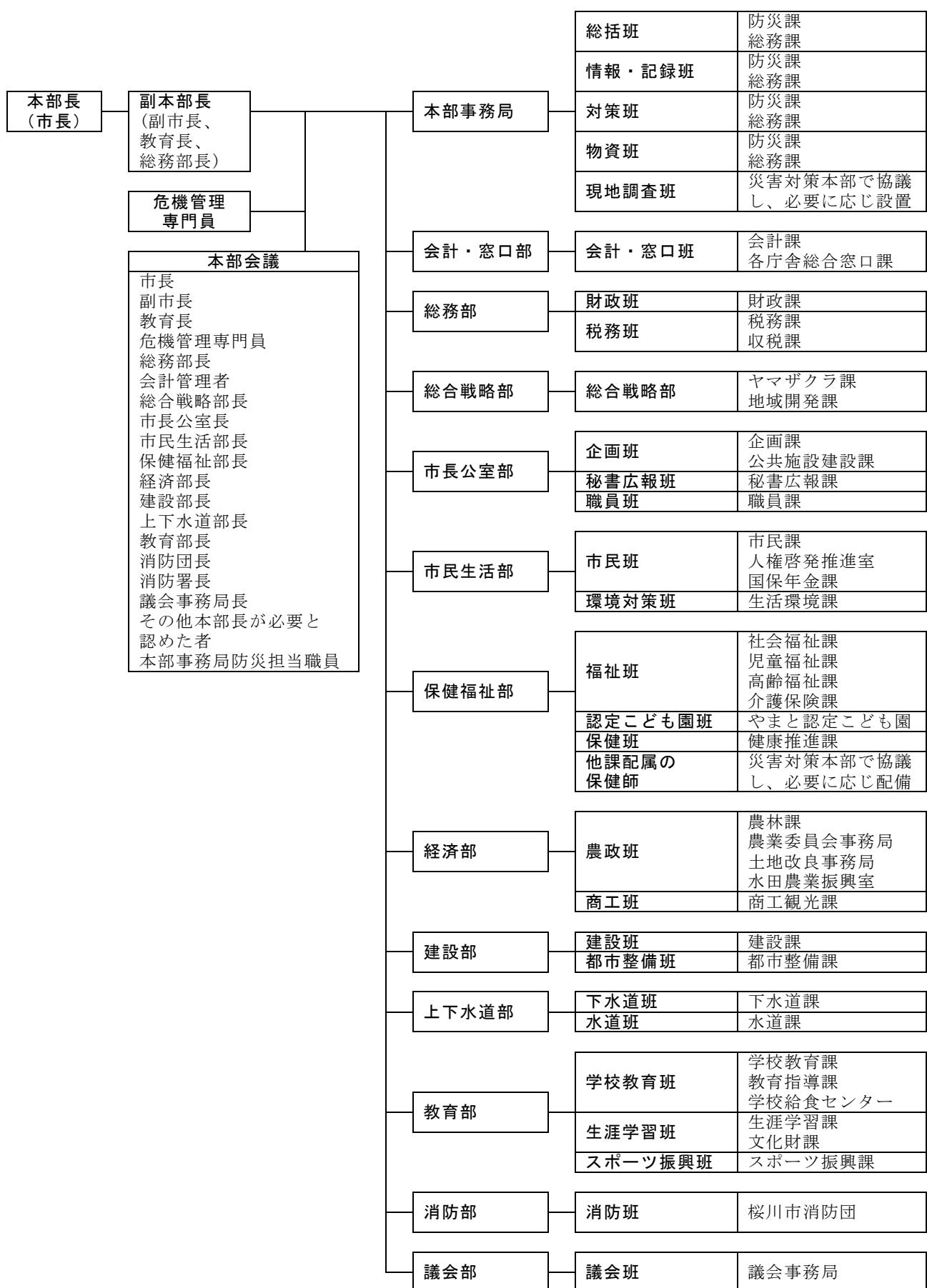
オ 班員は、担当事務に従事する。

(4) 本部連絡員

ア 各部に本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

イ 本部連絡員は、本部からの指示があったときは、本部事務局において服務するものとし、所属部との連絡並びに所属部所管の被害及び災害対策に関する情報、資料等の整理その他の事務に従事するものとする。

### 災害対策本部組織図



## 2 災害対策本部組織表

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	総務部長 総務部次長	総括班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			情報・記録班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			対策班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			物資班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			現地調査班	* 災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		
会計・窓口部	部長 次長	総務部長 会計管理者 総務部次長	会計・窓口班	班長	会計課長	会計課
				班長	岩瀬総合窓口課長	各庁舎総合窓口 課
				班長	真壁総合窓口課長	
				班長	大和総合窓口課長	
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長 副班長	税務課長 収税課長	税務課 収税課
総合戦略部	部長 次長	総合戦略部長 総合戦略部次長	総合戦略班	班長 副班長	ヤマザクラ課長 地域開発課長	ヤマザクラ課 地域開発課
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画班	班長 副班長	企画課長 公共施設建設課長	企画課 公共施設建設課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課
市民生活部	部長 次長	市民生活部長 市民生活部次長	市民班	班長 副班長	市民課長 国保年金課長	市民課 人権啓発推進室 国保年金課
			環境対策班	班長	生活環境課長	生活環境課
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉部次長	福祉班	班長 副班長	社会福祉課長 児童福祉課長	社会福祉課 児童福祉課
				〃 〃	高齢福祉課長 介護保険課長	高齢福祉課 介護保険課
			認定こども園班	班長	やまと認定こども園長	やまと認定こども園
			保健班	班長	健康推進課長	健康推進課
			他課配属の保健師	* 災害対策本部で協議し、必要に応じて配備する。		
経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	農政班	班長 副班長	農林課長 農業委員会事務局長	農林課 農業委員会事務局 土地改良事務局 水田農業振興室
			商工班	班長	商工観光課長	商工観光課
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課 教育指導課 学校給食センター
			生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振興班	班長	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
消防部	部長	消防団長 消防署長	消防班	班長	消防団副団長 消防署副署長	桜川市消防団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局次長	議会事務局

### 3 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務
各部・班共通事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部・班内の動員配備に関すること。</li> <li>(2) 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関・施設・団体等の連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。</li> <li>(4) 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。</li> <li>(5) 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。</li> <li>(6) 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。</li> <li>(7) 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。</li> <li>(8) 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること）。</li> <li>(9) 所管する事務に関する、災害時の人的・物的支援の受援窓口対応・体制確保に関すること。</li> <li>(10) 所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関すること。</li> <li>(11) 指定避難所の開設への協力に関すること。</li> <li>(12) 災証明発行、災者台帳作成への協力に関すること。</li> <li>(13) 担当部署で取り扱う情報の管理及び外部に提供する情報の適切な管理に関すること。</li> <li>(14) 物資集積所の設置・運営管理及び救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け及び配分への協力に関すること。</li> <li>(15) 他部・班の応援・協力に関すること。</li> <li>(16) その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
本部事務局	総括班	防災課員 総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び廃止に関すること。</li> <li>(2) 本部会議の庶務開催、運営、記録、資料の調整に関すること。</li> <li>(3) 本部長指令の発令及び解除に関すること。</li> <li>(4) 配備体制その他本部長指令の伝達に関すること。</li> <li>(5) 災害関係職員の動員及び本部職員の参集状況並びに服務に関すること。</li> <li>(6) 各部各班との連絡調整に関すること。</li> <li>(7) 災害救助法適用の申請に関すること。</li> <li>(8) 激甚災害指定手続に関すること。</li> <li>(9) 事務局の活動記録に関すること。</li> <li>(10) その他各部に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	情報・記録班	防災課員 総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象情報、地震情報及び各種予報、警報等の情報の収集連絡に関すること。</li> <li>(2) 各部からの被害状況の記録、とりまとめに関すること。</li> <li>(3) 災害情報等の分析、各部・班への提供に関すること。</li> <li>(4) 応急対策実施状況のとりまとめに関すること。</li> </ul>

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局	対策班	防災課員 総務課員	(5) 防災行政無線局の運用に関する事。 (6) 県、他市町村及び防災関係機関との災害状況の連絡及び報告に関する事。 (7) 緊急速報メール等の配信に関する事。 (8) 区長会、自主防災組織並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関する事。 (9) 被害状況現地調査報告に関する事。 (10) 防災情報関連機器の操作に関する事。
			(1) 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関する事。 (2) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の応援出動（派遣）要請及び受入れに関する事。 (3) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関する事。 (4) 避難指示等及び警戒区域の設定に関する事。 (5) 広域避難、広域一時滞在の連絡調整に関する事。 (6) 救助用ヘリコプターの離着陸場の開設の計画に関する事。 (7) 災害応援協定締結自治体との連絡調整に関する事。 (8) 仮設住宅整備の要請に関する事。 (9) 災害時の応急的空地利用の調整に関する事。
	物資班	防災課員 総務課員	(1) 救援物資の要請に関する事。 (2) 救援物資の集積場所に関する事。（商工観光課と連携） (3) 避難所における必要物資の提供に関する事。
	現地調査班	* 災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	(1) 被害状況現地調査報告に関する事。 (2) り災の一次判定調査報告に関する事。
会計・窓口部	会計・窓口班	会計課員 岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員	(1) 各庁舎における災害情報等の収集に関する事。 (2) 本部事務局との連絡調整に関する事。 (3) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関する事。 (4) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関する事。（会計課）
総務部	財政班	財政課員	(1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関する事。 (2) 公用負担等による損失補償、弁償等に関する事。 (3) 義援金・支援金の募集、受入れ及び配分に関する事。 (4) 災害対策に対する物品の購入契約及び調達に関する事。 (5) 災害応急対策の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。 (6) 車両の配車に関する事。 (7) 民間からの車両等の借上げに関する事。 (8) 庁舎等の防災及び修理に関する事。

1 水害、台風、竜巻等災害対策計画  
第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応

部名	班名	班員	分掌事務
総務部	税務班	税務課員 収税課員	(9) 燃料の確保に関すること。 (10) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関するこ と。 (11) 災害対策本部等の電力の確保に関すること。 (12) 市有財産の調査に関すること。 (13) 災害時の応急的空地利用の調整に関すること。
			(1) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関するこ と。 (2) 土地、住宅等の被害状況調査、撮影及び記録並びに 報告に関するこ と。 (3) 建物のり災判定調査及び報告に関するこ と。 (4) り災判定プロジェクトチームの設置に関するこ と。 (5) り災納税者の調査及び減免等の措置に関するこ と。 (6) り災納税者の市税の延期に関するこ と。 (7) り災世帯数の調査協力に関するこ と。
総合戦略部	総合戦略班	ヤマザクラ課員 地域開発課員	(1) 救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け 及び配分に関するこ と。(商工観光課と連携) (2) ふるさと納税の対応に関するこ と。
市長公室部	企画班	企画課員 公共施設建設課 員	(1) 災害情報の収集及び伝達に関するこ と。 (2) 基幹情報システム等の機能維持及び復旧対策に関するこ と。 (3) 災害対策時の電子計算機の保守管理に関するこ と。 (4) 企業版ふるさと納税の対応に関するこ と。 (5) 復興・復旧計画に関するこ と。
			(1) 本部長及び副本部長の秘書に関するこ と。 (2) 国等への陳情及び関係資料の作成に関するこ と。 (3) 災害視察及び見舞者の接遇に関するこ と。 (4) 各種警報の伝達広報に関するこ と。 (5) 災害情報、被害状況及び災害対策活動等の広報に関するこ と。 (6) 災害状況の記録及び写真等の整理に関するこ と。 (7) 報道機関との連絡等に関するこ と。
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部員及び派遣職員の給与、食事、宿泊、健康管理 その他の支援業務に関するこ と。 (2) 本部員及び派遣職員の休職に関するこ と。 (3) 職員の心のケアに関するこ と。 (4) 応援職員の対応に関するこ と。 (5) 派遣を受けた職員の経費負担に関するこ と。 (6) プロジェクトチームの構成員の選任に関するこ と。 (7) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助 に関するこ と。
市民生活部	市民班	市民課員 人権啓発推進室 員 国保年金課員	(1) り災者台帳の作成及び被害状況のとりまとめに関するこ と。 (2) 避難者登録窓口の設置・運営に関するこ と。 (3) 避難所収容者名簿の作成及びとりまとめに関するこ と。 (4) り災者に対する国民健康保険税の減免等に関するこ と。 (5) 安否情報の収集・整理に関するこ と。

部名	班名	班員	分掌事務
市民生活部			<p>(6) 要搜索者名簿の作成に関すること。</p> <p>(7) り災世帯数の調査協力に関すること。</p> <p>(8) 身元不明者の確認の協力に関すること。</p> <p>(9) 死亡届及び埋火葬の受付に関すること。</p>
	環境対策班	生活環境課員	<p>(1) 被災地の防疫及び清掃に関すること。</p> <p>(2) 被災家屋の消毒に関すること。</p> <p>(3) 避難所の衛生等に関すること。</p> <p>(4) 犬猫等の死体処理に関すること。</p> <p>(5) り災死亡者の収容に関すること。</p> <p>(6) 災害廃棄物の処理対策に関すること。</p> <p>(7) 生活環境を著しく破壊する公害原因物質による環境汚染の調査に関すること。</p> <p>(8) 災害時の環境保全に関すること。</p> <p>(9) 被災地のゴミ及びし尿の収集処理等の公衆衛生に関すること。</p> <p>(10) 環境衛生及び毒物・劇物の安全対策に関すること。</p> <p>(11) 被災瓦礫の受入れ及び処分に関すること。</p> <p>(12) 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。</p> <p>(13) 放射能の測定及び除染、対策に関すること。</p> <p>(14) 愛玩動物の保護に関すること。</p> <p>(15) 災害時における交通管制に関すること。</p> <p>(16) 被災地における防犯対策に関すること。</p> <p>(17) 風評被害に関すること。</p> <p>(18) その他環境衛生に関すること。</p>
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 高齢福祉課員 介護保険課員	<p>(1) 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること。</p> <p>(2) 小災害り災者援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関すること。</p> <p>(3) 福祉避難所の開設及び収容、運営、維持管理に関すること。</p> <p>(4) 福祉避難所収容者名簿の作成及びとりまとめに関すること。</p> <p>(5) 福祉相談窓口の開設及び相談に関すること。</p> <p>(6) 炊き出し、食料品の給与に関すること。</p> <p>(7) り災者の被服寝具、その他生活必需品の給貸与に関すること。</p> <p>(8) 救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け及び配分に関すること。(企画班と連携)</p> <p>(9) 災害見舞金品・義援金の配分に関すること。</p> <p>(10) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。</p> <p>(11) 生活資金に関すること。</p> <p>(12) り災者に対する生活保護に関すること。</p> <p>(13) り災者に対する介護保険料の減免等に関すること。</p> <p>(14) 要配慮者対策及び捜索、身元確認等の協力に関すること。</p> <p>(15) 高齢者のみ世帯の安否確認に関すること。</p> <p>(16) 社会福祉協議会との連携協力に関すること。</p> <p>(17) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画に関すること。</p>

1 水害、台風、竜巻等災害対策計画  
第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応

部名	班名	班員	分掌事務
保健福祉部			(18) 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 (19) 日赤奉仕団等の要請及び受入れに関すること。
	認定こども園班	認定こども園職員	(1) 児童の避難及び安全措置に必要な対策に関すること。 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 災害時の児童の預かり及び休園に関すること。 (4) 児童の被災状況調査に関すること。 (5) 応急保育に関すること。
	保健班	健康推進課員	(1) り災者の救急・救護及び防疫に関すること。 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関すること。 (3) り災者の健康管理に関すること。 (4) り災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に関すること。 (5) 妊産婦への産前産後のサポートに関すること。 (6) 救護所の設置及び調整に関すること。 (7) 医療機関との連絡調整に関すること。 (8) 医療機材、医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 (9) 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 (10) 食品衛生の指導に関すること。 (11) 感染症の予防に関すること。 (12) その他保健に関すること。
経済部	農政班	農林課員	(1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及び応急対策に関すること。
		農業委員会事務局職員	(2) 農作物被害に対する技術指導に関すること。 (3) 農作物の防疫に関すること。 (4) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (5) 家畜の被害調査及び死体処理に関すること。 (6) り災農家に対する融資あっせんに関すること。 (7) 農林災害資金融資の相談に関すること。 (8) 被災地における農作物種苗、生産資材等のあっせんに関すること。 (9) 農業施設のり災判定及び証明書の交付に関すること。 (10) 農業等関連団体との連絡調整に関すること。 (11) その他農林業の災害応急及び復興対策に関すること。
	商工班	商工観光課員	(1) 商工業の被害調査及び報告に関すること。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関すること。 (4) 物資の流通促進に関すること。 (5) 救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け及び配分に関すること。(総合戦略部と連携) (6) 燃料の確保への協力に関すること。 (7) 観光客等の避難誘導、救助等安全確保対策に関すること。 (8) 放射能の測定(救助救援物資等の検査)に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
経済部			(9) り災商工業者に対する融資あっせんに関すること。 (10) 災害に関連した失業者の対策に関すること。 (11) その他応急商工観光対策に関すること。
建設部	建設班	建設課員	(1) 土木施設の応急復旧、災害復旧に関すること。 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (3) 水防対策に関すること。 (4) 土砂災害対策に関すること。 (5) 土砂災害警戒区域等の調査及び応急復旧に関すること。 (6) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関すること。 (7) 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制実施への協力に関すること。 (8) 緊急輸送道路の確保に関すること。 (9) 建設機械・車両の借上げ、配車及び建設資材の確保調達に関すること。 (10) 障害物の除去に関すること。 (11) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関すること。
	都市整備班	都市整備課員	(1) 都市施設（他班の分掌に属するものを除く。以下同じ。）の応急対策に関すること。 (2) 都市施設の被害状況調査に関すること。 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関すること。 (4) 水防対策の協力に関すること。 (5) 倒壊建築物による生き埋めり災者の救出への協力に関すること。 (6) 被災住宅の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定への協力に関すること。 (7) 災害時における空き家対策に関すること。 (8) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関すること。 (9) 応急仮設住宅建設用地確保の協力に関すること。 (10) 応急仮設住宅の供与に関すること。 (11) 応急仮設住宅としての市営住宅の提供に関すること。 (12) 被害住宅の応急修理に関すること。 (13) 被災者住宅相談に関すること。 (14) 災害復興に係る都市計画に関すること。 (15) 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関すること。 (16) 災害救助法による援助計画及びその実施に関すること。
上下水道部	下水道班	下水道課員	(1) 下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関すること。
	水道班	水道課員	(1) 飲料水の応急給水活動に関すること。 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 (3) 上水道の水質検査に関すること。

1 水害、台風、竜巻等災害対策計画  
第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応

部名	班名	班員	分掌事務
上下水道部			(4) 諸資材の調達に関すること。 (5) 緊急時用水及び飲料水の確保に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育課員 教育指導課員 学校給食センター職員	(1) 学用品等の調達及び配分に関すること。 (2) 児童生徒等の避難に関すること。 (3) 災害時の登下校及び休校に関すること。 (4) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (5) 学校との連絡、情報収集に関すること。 (6) 児童生徒等の被災状況調査に関すること。 (7) 応急教育に関すること。 (8) 教員・学校教育関係要員の要請、受入れ及び配置に関すること。 (9) 学校の応急保健に関すること。 (10) 避難者の避難誘導及び収容に関すること。 (11) 避難所の開設及び収容、運営、維持管理の協力に関すること。 (12) 現地連絡所の運営への協力に関すること。 (13) 炊き出しの協力に関すること。 (14) 応急給水活動への協力に関すること。 (15) 所管施設が救助用ヘリコプターの離着陸場になった場合の開設への協力に関すること。 (16) 医療救護所開設への協力に関すること。 (17) 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。
		生涯学習課員 文化財課員	(1) 指定避難所の開設及び収容、運営、維持管理の協力に関すること。(シトラス) (2) 文化財、生涯学習施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 指定避難所開設時の協力に関すること。 (4) 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (2) 指定避難所の開設及び収容、運営、維持管理の協力に関すること。(岩瀬総合体育館、真壁体育館) (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。 (4) 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。 (5) 所管施設が救助用ヘリコプターの離着陸場になった場合の開設への協力に関すること。
消防部	消防班	桜川市消防団員 桜川消防署員	(1) 消防団員の動員に関すること。 (2) 消防及び水防活動に関すること。 (3) 避難指示等の伝達に関すること。 (4) 避難者の誘導に関すること。 (5) り災者の救出救助に関すること。 (6) り災者の避難のための輸送に関すること。 (7) 行方不明者の捜索に関すること。 (8) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関すること。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 議員の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 (2) 議員への情報提供及び照会等への対応に関すること。 (3) 他自治体における議会との情報連絡に関すること。 (4) 災害に係わる議会の対策に関すること。

## 1-2 動員計画

### ■基本事項

市及び防災各機関は、市内において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。災害発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害対策本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するため以下のとおり職員を動員する。

### ■対策

#### 第1 市の職員動員・参集

##### 1 動員の方法

###### (1) 勤務時間内の場合

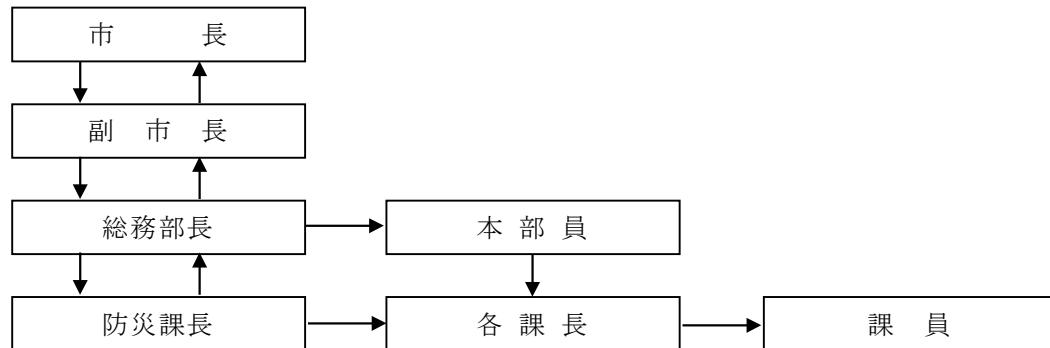
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応する。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもって行うことがある。

###### (2) 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話・携帯電話・メール等最も速やかに行える方法による。

###### (3) 動員状況の報告

各班の班長は、職員の参集状況を速やかに把握し、部長に報告する。また、部長は市長（本部長）に報告する。

##### 2 配備の命令を受けた市職員の行動

###### (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。

###### (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

###### (3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生

# 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画

## 第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応

し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

(4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。

イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

(5) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。

(6) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを隨時、災害対策本部事務局に連絡する。

(7) 職員は、登庁の際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒步とすること。

### 3 準備指令（注意配備）における対応

#### (1) 主な職務

状況把握と第1配備指令（警戒体制）の検討並びに事前通告

#### (2) 職員の対応

防災課長から第1配備指令の事前通告を受けた職員は、職場に待機する。夜間・休日時は自宅待機

### 4 第1配備指令（警戒体制・災害警戒本部設置）における対応

#### (1) 主な職務

ア 河川の状況確認、土砂災害等危険箇所の警戒巡回（建設部）

イ 橋梁等通行止めの準備、実施（建設部）

ウ 災害状況の把握、災害警戒本部の設置、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討（総務部）

エ 応急対策

#### (2) 職員の対応

ア 総務部長から指示のあった職員は会議室に集合する。

イ 夜間・休日時は、即登庁し待機する。

#### (3) 消防団

ア 消防団長は、統括副団長を大和庁舎へ、それ以外の副団長・本部員に各地区の庁舎へ集合するよう指示する。

イ 各庁舎において副団長・本部員は、消防団長及び統括副団長の指示を受け、各消防署と連携を図り、災害状況を把握し、水防活動の実施と消防団の出動について協議する。

ウ 出動命令を受けた分団長は、副団長・本部員の指揮のもと、分団員を統率し、災害現状の把握及び水防活動に従事する。

エ 消防団長が参集できない場合、筆頭副団長がその任に就く。

### 5 第2配備指令（緊急体制・災害対策本部設置）における対応

(1) 本庁職員の対応

- ア 課長以上の職員は、総務部長の指示により、大和庁舎3階会議室に集合する。
- イ 災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。

(2) 消防団

- ア 各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。
- イ 各分団は、副団長又は本部員の指示により水防活動等を実施する。

**6 第3配備指令（非常体制・大規模災害・災害対策本部設置）における対応**

(1) 職員の対応

- 全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、災害対策本部長の指示により対応に当たる。

(2) 消防団

- 全分団員は、各分団車庫に集合して出動体制を整え、本部役員の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

## 第2節 災害情報の収集・伝達

### 2-1 気象情報等

#### ■基本事項

災害応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、水防に関する警報等、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

#### ■対策

##### 第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「住民がとるべき行動」、「当該行動を住民に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民がとるべき行動」を5段階に分け、「住民がとるべき行動」と「当該行動を住民に促す情報」とを関連付けるものである。

なお、住民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒 レベル	住民が とるべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ※必ず発令される ものではない	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している 可能性)	大雨特別警報 (浸水害) 洪水キキクル（洪水 警報の危険度分 布）：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の 危険度分布）：黒 (災害切迫)

＜警戒レベル4までに必ず避難！＞

4	危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位 超過相当)	洪水キキクル（洪水 警報の危険度分 布）：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の 危険度分布）：紫 (危険)
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位 超過相当)	洪水警報 洪水キキクル（洪水 警報の危険度分 布）：赤 (警戒)	大雨警報（土砂災 害） 土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の 危険度分布）：赤 (警戒)
2	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨注意報	氾濫注意情報危 険度分布：黄 (氾濫注意水位 超過)	洪水キキクル（洪水 警報の危険度分 布）：黄 (注意)	土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の 危険度分布）：黄 (注意)
1	災害への心構えを 高める	早期注意情報			

## 第2 気象予警報等の種類及び発表基準

### 1 水戸地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

#### (1) 特別警報・警報・注意報等発表の細分区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### 桜川市の細分区域

県予報区	一次細分区域	市町村をまとめた地区	二次細分区域名（市町村）
茨城県	南部	県西地域	桜川市

#### (2) 特別警報・警報・注意報の種類

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、大雪、強風、風雪等により、災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

#### (3) 特別警報・警報・注意報の概要

##### ア 特別警報

特別警報の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

##### イ 警報

警報の種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

警報の種類	概 要
洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

## ウ 注意報

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(4) 特別警報・警報・注意報の発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指標（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断します。

イ 警報・注意報の発表基準

**警報・注意報の種類と発表基準（桜川市）**

令和7年5月29日現在 発表官署 水戸地方気象台

桜川市	府県予報区	茨城県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	県西地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 24
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準 128
	洪水	流域雨量指数基準	桜川流域=19.6, 山口川流域=6.2
		複合基準*1	桜川流域= (9, 17.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壤雨量指数基準	88
	洪水	流域雨量指数基準	桜川流域=15.6, 山口川流域=4.9
		複合基準*1	桜川流域= (9, 15.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%*2	
	低温	夏期：最低気温 15°C以下が 2 日以上継続	
		冬期：最低気温 -7°C以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3°C以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

\*2 湿度は水戸地方気象台の値。

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

#### 4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

##### （1）土砂災害警戒情報の目的及び基本的な考え方について

- ア 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村を特定して県と水戸地方気象台が共同で発表する情報である。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。
- イ 市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民が自主避難の判断等にも利用できる情報とする。
- ウ 土砂災害警戒情報の発表は市町村単位とする。

##### （2）土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点について

- ア 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）を受けての情報であることから大雨警報（土砂災害）発表中に発表（解除）する。
- イ 発表対象とする土砂災害は、「土石流」及び「集中的に発生するがけ崩れ」とする。
- ウ 発表対象としない土砂災害は、降雨に基づいての予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等とする。
- エ 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定するため、個別の災害発生箇所、時間、規模等を特定できない。

##### （3）土砂災害警戒情報の発表基準（警戒基準・警戒解除基準）について

###### 【発表】

大雨警報（土砂災害）発表中に実況雨量及び予測雨量（1時間、2時間）をもとに作成した指標が発表基準に達した場合。

###### 【解除】

実況雨量及び予測雨量において発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超えない場合。

#### 5 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

#### 6 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

## 7 台風予報、台風情報

### (1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風について、位置、大きさ、強さ等の実況及び24時間先までの進路予報を3時間ごとに、72時間先までの進路と台風の強度（中心気圧、最大風速）に関する予報を6時間ごとに発表するとともに、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置、強度、大きさを推定して1時間ごとに発表する。

### (2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）を3段階、強さ（最大風速）を4段階で表現する。

### 台風の大きさ、強さ

台風の大きさの分類		台風の強さの分類	
平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類	最大風速	分類
500km未満	—	17m/s以上33m/s未満	—
500km以上800km未満	大型（大きい）	33m/s以上44m/s未満	強い
800km以上	超大型（非常に大きい）	44m/s以上54m/s未満	非常に強い
		54m/s以上	猛烈な

## 8 竜巻に関する気象情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を附加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## 9 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づき、水戸地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は市長（本部長）に通報する。

市長（本部長）は、前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

### 【通報基準】

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
- 平均風速12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

## 10 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

## 11 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

水戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときはその状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

## 第3 伝達系統

気象予警報の伝達及び周知徹底は、概ね次の系統図により行う。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

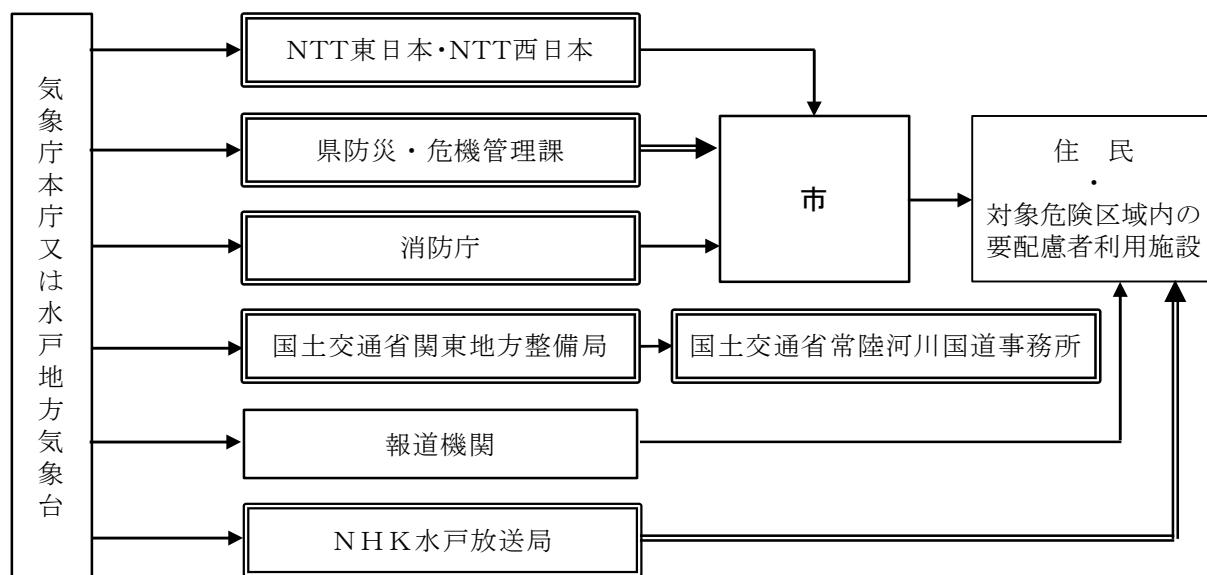
また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

なお、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、気象予警報の収集に努める。

### 1 気象予警報伝達系統図

#### (1) 水戸地方気象台からの伝達系統

気象庁本庁又は水戸地方気象台は、気象情報等を発表し、各機関へ伝達する。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

#### (2) 県関係

水戸地方気象台から県に通報された気象等の特別警報・警報・注意報は、防災情報ネットワークシステム等により、市に通知される。

(3) NTT東日本関係

水戸地方気象台からNTT番号情報(株)に通報された警報は、NTT東日本の通信系等により町に伝達される。

この場合、警報の種類だけで、内容については伝達されない。

特別警報の種類	暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報
警報の種類	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は、直ちに放送されることになっており、茨城放送（LuckyFM 茨城放送）もこれに準じている。

	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	JOAK	594KHz	300KW
NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	JOAK-DTV	東京 27CH (UHF)	10KW
NHK水戸FM放送（水戸）	JOEP-FM	83.2MHz	1KW
〃（日立）	〃	84.2	100W
〃（北茨城）	〃	82.9	100W
〃（大子）	〃	84.8	10W
NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	JOEP-DTV	水戸 20CH (UHF) 日立 20CH (〃) 十王 47CH (〃)	300W 3W 10W UHFサテライト局 は他に 25 局ある (R1.7.1 現在)
茨城放送水戸放送局	JOYF	1,197KHz	5KW
茨城放送土浦放送局	JOYL	1,458KHz	1KW
茨城放送水戸（加波山）	FM	94.6MHz	1KW
茨城放送日立（高鈴山）	FM	88.1MHz	0.1KW
茨城放送守谷	FM	88.1MHz	0.02KW

2 注意報及び気象情報の伝達

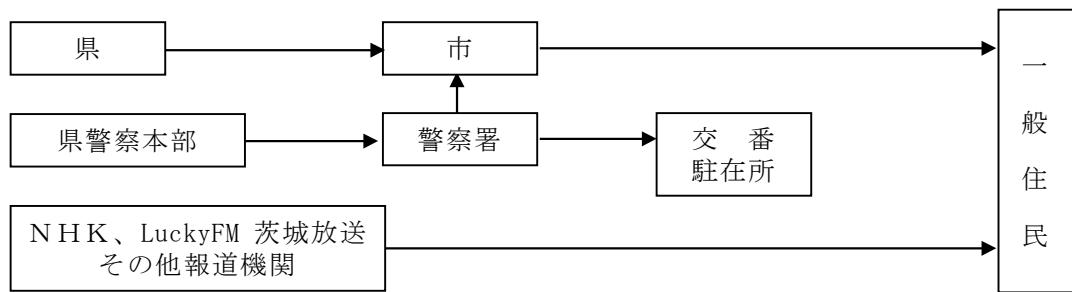
注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させよう努めることになっている。

3 内部の伝達計画



4 住民への周知徹底

市は、同報系防災無線、広報車、携帯電話、インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等）、戸別訪問等あらゆる手段を用いて、気象予警報の伝達を徹底する。



## 第4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

### 1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長（本部長）に通報するとともに消防、警察に通報する。

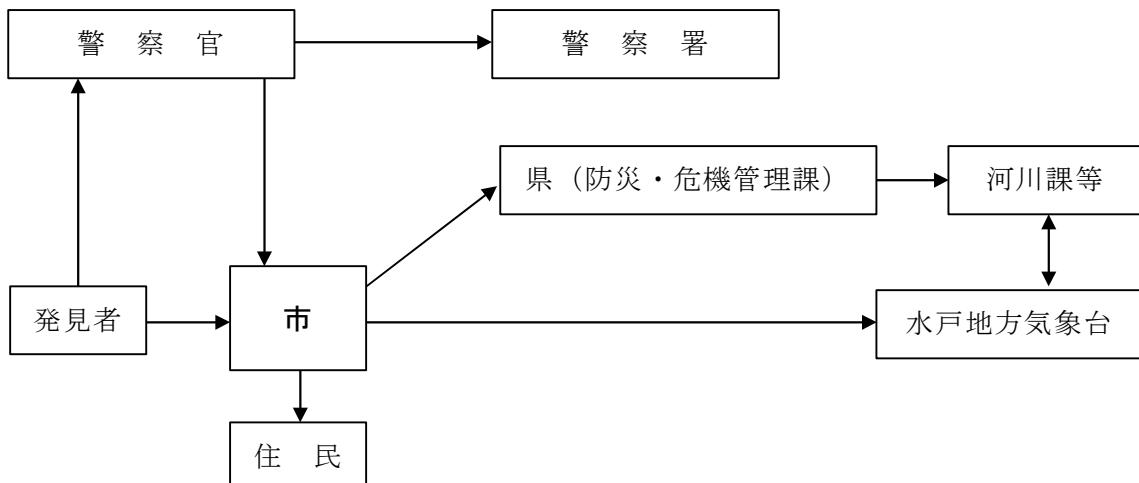
また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

### 2 警察官等の通報

通報を受けた消防、警察官は、直ちに市長（本部長）及び上部機関に通報する。

### 3 市長（本部長）の通報

1、2により通報を受けた市長（本部長）は、直ちに水戸地方気象台及び県防（防災・危機管理課）に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。



## 2-2 災害情報の収集・伝達計画

### ■基本事項

災害情報の迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、把握すべき被害情報、とりまとめるべき報告内容、報告先等を明確にし、市及び防災関係機関相互の円滑な災害応急対策の実施に活用するものとする。

### ■対策

#### 第1 災害情報の収集・伝達

##### 1 被害状況の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、本部事務局においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。



##### 2 重点的に把握すべき被害概況

- (1) 浸水の被害状況
- (2) 建築物の被害状況
- (3) 道路、鉄道の状況
- (4) がけ崩れの状況
- (5) 道路渋滞の状況
- (6) 災害概況
- (7) 人的被害状況
- (8) 災害対策本部設置状況
- (9) 避難所状況
- (10) 避難指示等・警戒区域設定状況

#### 第2 被害情報・措置情報の収集・伝達

##### 1 被害情報・措置情報の種類

###### (1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関すること。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

###### (2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 救助法適用の必要性

## 2 各機関の情報収集・伝達活動

### （1）市の活動

ア 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

（ア）市災害対策本部を設置したとき

（イ）救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

（ウ）災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

（エ）市域において震度4以上の地震が発生したとき

（オ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

### 県の報告先

県防災・危機管理部 防災・危機管理課

防災TEL：8-100-8400 NTT TEL：029-301-2879

防災FAX：8-100-8450 NTT FAX：029-301-2898

### 国（消防庁）の連絡先

回線別	区分	平日(9:30～18:15)	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	14290-49013	14290-49102
	FAX	14290-49033	14290-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49102
	FAX	9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

イ 報告すべき主な内容

- （ア）被害状況
- （イ）人的被害状況
- （ウ）災害対策本部設置状況
- （エ）避難所状況

## (オ) 避難指示等発令状況

## (カ) 道路規制情報

ウ 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について県へも連絡する。

エ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

オ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

カ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

## (2) 防災関係機関の情報収集・伝達活動

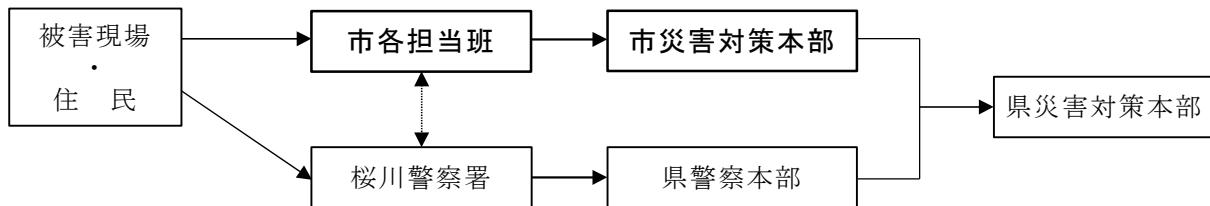
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

## (3) 被害種類別の情報収集・伝達系統

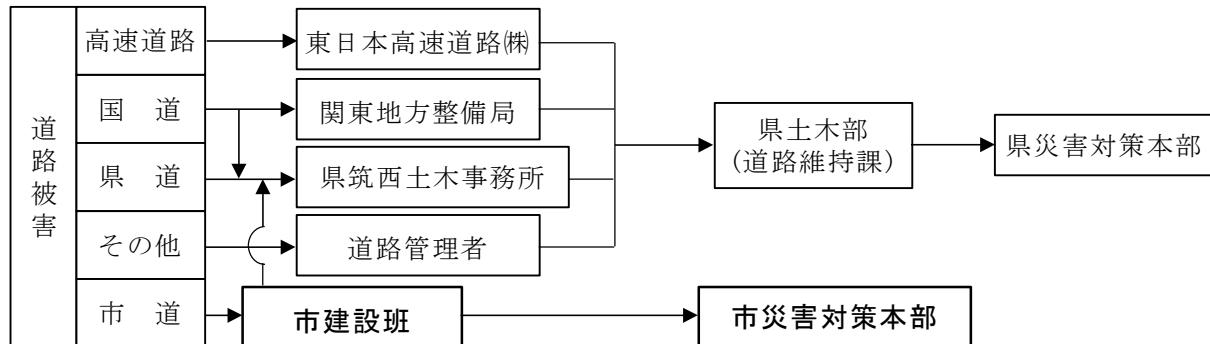
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、市は、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

防災関係機関の連絡先は、資料編のとおりである。

## ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害等に関する伝達系統



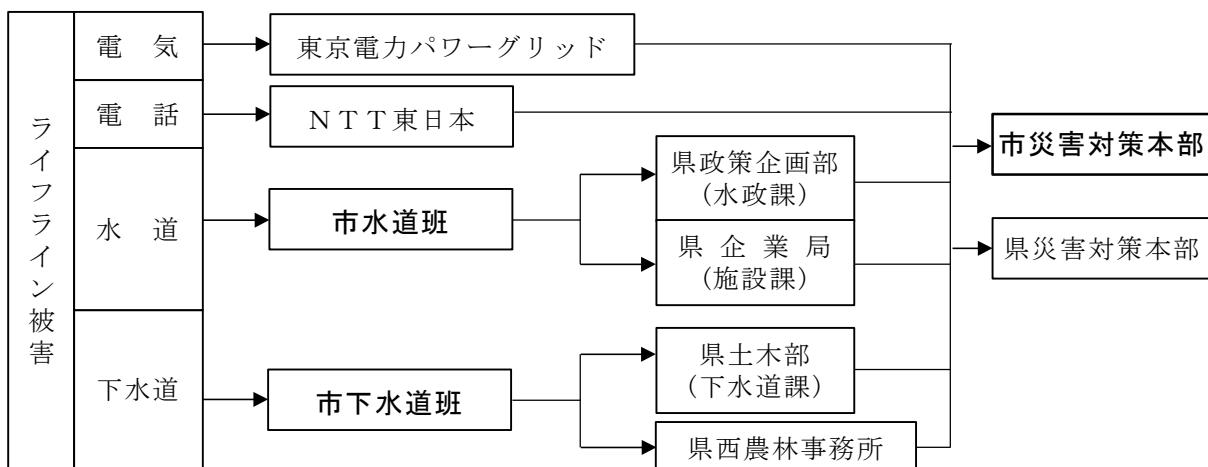
## イ 道路被害に関する伝達系統



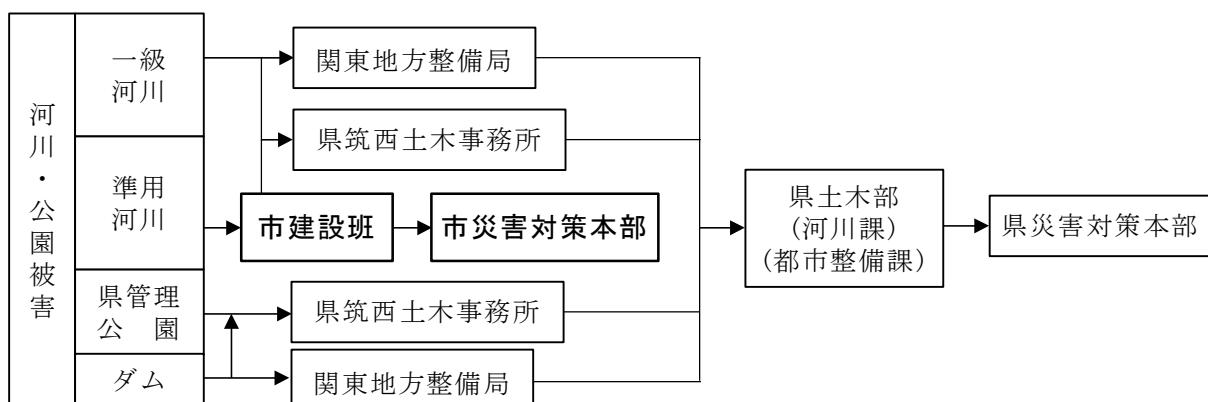
## ウ 鉄道被害に関する伝達系等



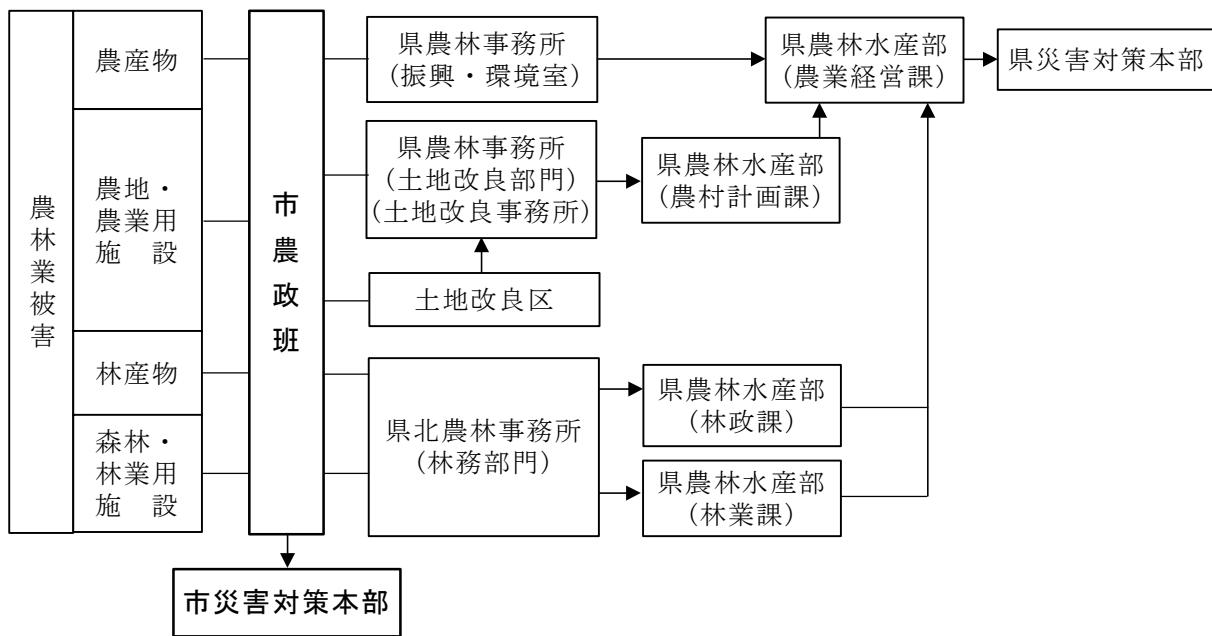
## エ ライフライン被害に関する伝達系統



## 才 河川等に関する伝達系統



力 農産物、農地、農業基盤、林産物、隣地、林業基盤、山地に関する伝達系統



キ その他公共施設に関する伝達系等



『資料編 防災関係機関窓口』

(4) 被害の判定基準

被害の判定基準については、資料編のとおりである。

『資料編 災害概況即報』

## 2-3 通信計画

地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-3 「通信計画」を準用する。

## 2-4 広報計画

地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-4 「広報計画」を準用する。

## 第3節 応援・受援

### 3-1 自衛隊の災害派遣要請計画

地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1 「自衛隊の災害派遣要請計画」を準用する。

### 3-2 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行

地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2 「応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行」を準用する。

### 3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画

地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-3 「県防災ヘリコプターによる災害応急計画」を準用する。

### 3-4 他市町村被災時の応援

地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-4 「他市町村被災時の応援」を準用する。

## 第4節 被害軽減対策

### 4-1 災害警備計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-1 「災害警備計画」を準用する。

### 4-2 避難計画

#### ■基本事項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長（本部長）等は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

#### ■対策

##### 第1 避難指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長（本部長）は関係機関の協力を得て、避難指示等を適切な段階で発令し、被害の軽減を図るものとする。

###### 1 避難が必要となる災害

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、情報収集に努め、適切な避難情報を発令する。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ・水害（河川、ため池等の氾濫）  | ・土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等） |
| ・大規模な火災、林野火災     | ・強風による建物倒壊、倒木、落下、飛来物  |
| ・危険物漏えい（毒劇物、爆発物） | ・その他                  |

###### 2 避難指示等の種類

市（本部長）は、災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長（本部長）は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

### 避難指示等の種類

区分	発表される状況
<b>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</b>	<p>「今後気象状況悪化のおそれ」</p> <p>気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</p> <p>早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</p>

区分	発表される状況
<b>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</b>	<p>「気象状況悪化」</p> <p>それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</p> <p>これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</p>
<b>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長(本部長)が発令)</b>	<p>「災害のおそれあり」</p> <p>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長(本部長)から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できる。</p>
<b>【警戒レベル4】 避難指示 (市長(本部長)が発令)</b>	<p>「災害のおそれ高い」</p> <p>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長(本部長)から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(居住者等のリードタイムの確保)が期待できる。</p>
<b>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長(本部長)が発令)</b>	<p>「災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)」</p> <p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長(本部長)が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長(本部長)から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平常時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクとるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>

### 3 避難指示等の実施責任者及び基準

(1) 避難指示等の実施責任者及び基準は次のとおりである。

#### 避難指示等の実施責任者及び基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示等 (警戒レベル4)	市長 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるとときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	市長 (災対法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 市長（本部長）が不在の場合の避難指示等の措置

市長（本部長）が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、市長（本部長）に連絡の取れない場合の避難指示等の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行う。

第1位 副市長 → 第2位 総務部長

### 4 避難指示等の要否を検討すべき情報

(1) 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注

# 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画

## 第3章 災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策

意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、水位到達情報があり、この他に茨城県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

### （2）土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壤や傾斜の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の時点では、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけたまっているかを表す土壤雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、この他に土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

### （3）その他

市で定める基準に達したとき。

## 5 国・県及び専門家の活用

（1）市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

（2）市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、必要に応じて専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

## 6 避難指示等の基準

### （1）避難指示等の基準

避難指示等は、原則として次のような事態になったときにこれを行う。

- ア 河川水位の上昇等により洪水のおそれがあるとき。
- イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発表されたとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき、又はそのおそれがあるとき。
- オ がけ崩れ等によって危険が切迫したとき、又はそのおそれがあるとき。
- カ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- キ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

### （2）避難指示等の判断基準例（洪水等）

河川の氾濫等については、桜川の水位等を参考情報として市が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

### 避難指示等発令の判断基準例（洪水等）

区分	判 断 基 準（例）
【対象地域の考え方】	
○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本	
○避難指示等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。	
	（「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）

区分	判 斷 基 準 (例)
○立退き避難が必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。</li> <li>堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋</li> <li>堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋</li> <li>堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする。）</li> <li>河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物</li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桜川 壇世橋観測所：氾濫注意水位 2.80m</li> <li>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）【警戒レベル3相当】」が出現した場合</li> <li>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「警戒（赤）【警戒レベル3相当】」が出現した場合</p> <p>4：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「警戒（赤）」が出現した場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数該当する場合。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>2：つくし湖（南椎尾調整池）の管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>3：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「危険（紫）【警戒レベル4相当】」が出現した場合</p> <p>4：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「危険（紫）」が出現した場合</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、1・2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※河川カメラ画像や水防団からの報告等、現地の情報を活用したうえで判断する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～7のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した

区分	判 斷 基 準 (例)
	<p>場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することが考えられる。</p> <p><b>(災害が切迫)</b></p> <p>1 : 次の水位観測所の水位が、計画高水位に到達している場合 ・桜川 壇世橋観測所：計画高水位 5.46m</p> <p>2 : 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が出現した場合</p> <p>3 : 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>4 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>5 : 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>6 : 市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む)</p> <p><b>(災害発生を確認)</b></p> <p>7 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～6を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例7の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示等の発令に当たっては、市内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</li> <li>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する。</li> </ul>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。</li> </ul>

### （3）避難指示等の判断基準例（土砂災害の場合）

土砂災害については、県が「茨城県土砂災害警戒情報システム」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、市が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

### 避難指示等発令の判断基準例（土砂災害）

区分	判 斷 基 準 (例)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1 : 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」となった場合 (※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込む)</p> <p>2 : 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 : 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂</p>

区分	判 斷 基 準 (例)
	<p>災害) (警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など) (夕刻時点で発令)</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害) (警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1：土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込む)</p> <p>2：土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険(紫)〔警戒レベル4相当〕」となった場合</p> <p>3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5：土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することが考えられる。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1：大雨特別警報(土砂災害) (警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)が発表された場合 (※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込む)</p> <p>2：土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点で時間雨量100mm超える予想の場合</p> <p>3：避難指示等による立退き避難が充分でなく、再度、立退き避難を居住者に促す必要がある場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>4：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1～3を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示等の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、市内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</li> <li>●市内土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点における雨量情報についても考慮する。</li> <li>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する。</li> </ul>

区分	判 斷 基 準 (例)
避難指示等の解除	●緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

## 7 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難（準備）対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難指示等の理由
- (4) その他必要な事項

## 8 避難指示等の実施

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車（市役所所有車両）
- (3) テレビ、ラジオ等の報道機関
- (4) 警察車両、消防車両
- (5) 情報収集伝達要員による個別訪問及び信号（サイレン）
- (6) 施設管理者を通じての伝達（公的施設、学校等）
- (7) インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式ＳＮＳ等）

## 9 知事への報告

市長（本部長）は、避難情報等の発令を行ったときは、速やかに知事に報告する。

## 10 関係機関への連絡

- (1) 施設の管理者への連絡

市は、市内の避難場所として利用する学校等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

- (2) 避難対象地域内の要配慮者利用施設への連絡

避難に時間要する要配慮者の安全を確保するため、避難対象地域内の要配慮者利用施設に対し、避難指示等の内容を伝える。

- (3) 警察、消防等の機関への連絡

市は、避難住民の誘導、整理のため警察、消防等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求める。

- (4) 近隣市町への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、市は、近隣市町に対しても連絡しておく。

## 11 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

- (1) 住民への周知徹底

ア 避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道機関等を通じて住民に周知徹底を図る。

イ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ウ 避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、必要に応じて高齢者等以外の者は普段の行動を見合わせ始めることなど、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておく。

エ 住民の安全な避難を可能とするため、地震後における強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、構造物が地震により被害を受けている可能性を考慮し、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。

オ 避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意する。

カ 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

キ 市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

ク 文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

## （2）関係機関相互の連絡

市、県及び防災関係機関は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡する。

## 12 避難指示等の解除

市長（本部長）は、避難指示等を発令した後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難指示等の解除を行う。解除の伝達方法については避難指示等の発令に準じて行う。

また、避難指示等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努め、必要に応じて国・県に対し、助言を求める。

## 13 危険区域における避難の確保

### （1）危険区域の周知

ア 市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された区域について、河川水位等や避難情報等の伝達方法、避難場所等の避難措置について、住民への周知徹底を図る。

イ 市は、土砂災害防止法第7条により、土砂災害警戒区域等が指定・公表された区域について、土砂災害に関する情報等や避難情報等の伝達方法、避難場所等の避難措置について、住民への周知徹底を図る。

### （2）危険区域

浸水想定区域については市洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域については市土砂災害ハザードマップによる。

### （3）情報の伝達方法

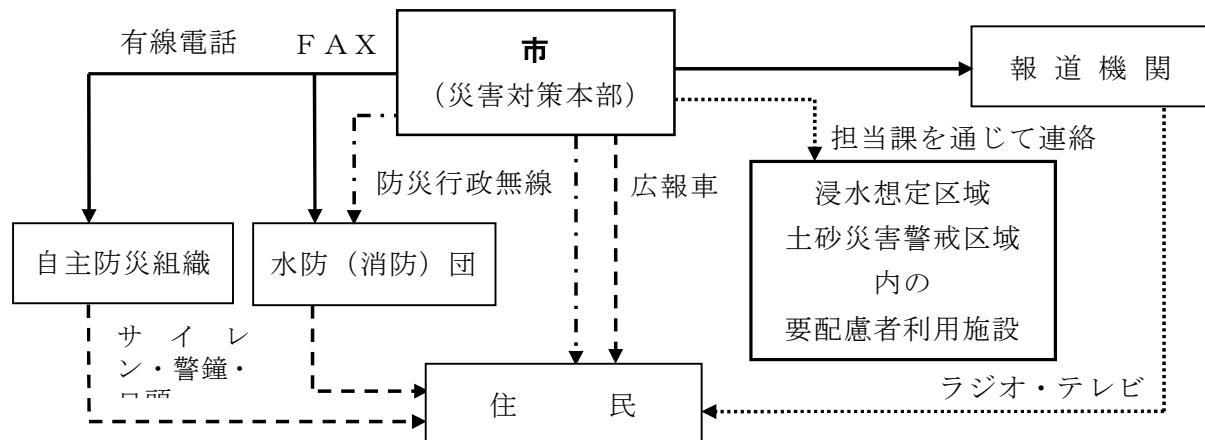
河川水位情報、気象情報、土砂災害に関する情報及び避難指示等は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式S

N S、電話、F A X、テレビ、ラジオなどにより、住民に対し確実に伝達する。

(4) 要配慮者利用施設

浸水想定区域、又は土砂災害警戒区域等内の、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、F A X等により河川水位情報、気象情報、土砂災害に関する情報及び避難指示等を伝達する。

**市からの伝達系統**



**第2 警戒区域の設定**

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の措置を講ずる。

なお、警戒区域を設定したときは、その旨を住民に周知徹底するとともに、関係機関に連絡する。

**1 警戒区域の設定権者**

区分	実施責任者	目的
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長 (災対法第63条)	住民等の生命、身体及び財産の保護を目的とする。
	知事 (市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。) (災対法第73条)	
	警察官 (市長若しくはその委任を受けて職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。) (災対法第63条)	
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官 (市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。) (災対法第63条)	

区分	実施責任者	目的
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防団長、水防団員、消防機関に属する者 (水防法第21条) 警察官 (水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。) (水防法第21条)	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	消防職員又は消防団員 (消防法第23条の2、第28条) 警察官 (消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。) (消防法第23条の2、第28条)	

## 2 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

## 3 警戒区域設定の時期及び内容

警戒区域の設定権者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

## 4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

## 第3 避難の誘導

### 1 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行う。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- (1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (5) 住民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- (6) 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行う

こと。

- (7) 保健所との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めること。
- (8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努める。

## 2 避難行動

### (1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるように、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- |  |
|--|
| ア 災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか                  |
| イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等） |
| ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか                                    |

### (2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

#### ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等に居ては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

#### イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の複層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきており、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や上層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

#### ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかつた又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

### (3) 住民の避難対応

#### ア 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

## 第4 指定緊急避難場所の開放

市長（本部長）は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難指示の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

『資料編 避難場所、避難所、福祉避難所』

## 第5 避難所の開設・運営等

避難指示等を行った場合、住民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設する。

避難所の開設・運営に当たっては、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」（令和5年3月改定 茨城県）を参考とする。

### 1 避難所の開設

#### （1）担当職員の配置

避難所は、市長（本部長）の指示により、市職員によって開設する。

また、避難所の運営には、担当職員（＝運営責任者）を配置する。

担当職員は、避難所の安全を確認して開設準備を行い、開設後に避難者を受け入れ、その後、避難所を運営する。

#### （2）避難所の開設準備

担当職員は、施設管理者や自治会役員などの協力を得ながら避難所の開設準備を行う。

その際、避難者（特に、自治会役員や自主防災組織等）に対して当面の協力を呼びかけ、有志を募り、手分けして準備を進める。

ア 避難者の安全確保

イ 施設の安全点検等

ウ 避難スペースの確保・レイアウト

エ 避難所開設に必要な物品の確保

オ ペットの避難スペースの確保

#### （3）避難者の受入れ

施設の安全が確認でき、避難所の開設準備が整った時点で、避難者の受入れを開始する。

ア 避難者の把握・管理

イ 避難者の受入れ

#### （4）報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、福祉班に対して、住民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

本部事務局は、消防長、知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

#### (5) 地域住民への避難所開設の周知

防災行政無線や広報車による周知や、門や施設付近に「避難所表示看板」を設置するなど、地域住民に避難所の開設を周知する。

『資料編 避難場所、避難所、福祉避難所』

## 2 避難所の開設基準

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められるときは、避難所を開設する。

原則として市が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

## 3 避難所の運営

### (1) 避難所の運営主体

避難所の運営については、開設当初は施設管理者等の協力を得ながら、市職員が当たり、その後、応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難者による自主的な運営を行う「避難所運営委員会」を立ち上げ運営を移行する。市職員や施設管理者は、自主的な運営をサポートするものとする。

### (2) 避難所運営委員会の設置

- ア 避難所運営委員会は、避難者の中から選出する会長・副会長、各班の代表（＝班長）、自治会等の代表（＝組長）のほか、運営責任者、施設管理者で構成する。

- イ 多様な視点が運営に反映されるよう、男性・女性双方（女性は3割以上となることを目標）、様々な年齢や立場の方で構成する。

- ウ 会長・副会長は、運営委員会を統括し、運営委員会メンバーへの指示や情報提供を行う。また、避難所内の状況を把握し、必要事項を協議・決定する。

### (3) 避難所運営会議の開催

避難所運営委員会は、避難所における問題・課題への対処や、市災害対策本部との連絡調整事項の協議など、避難所の運営を円滑に進めるため、「避難所運営会議」を開催する。

- ア メンバーは、避難所運営委員会の役員とする。

- イ 避難所の開設直後は、1日2回程度、特に連絡事項がない場合でも、最低限1日1回は会議を開催し、情報の共有や問題点の有無などを確認する。

### (4) 避難所運営の役割分担

避難所内で発生する様々な作業を、役割を分担して避難者自身で行うために、活動班体制をとる。

- ア 活動班の設定や活動内容は、避難所の規模や避難者数、時間経過による状況の変化など、現場の状況に応じて、適宜、検討するものとする。

- イ 避難所が短期間で閉鎖されると見込まれ、活動班の編制までは至らない場合でも、なるべく多くの避難者に役割を分担してもらい、避難所を運営する。

### (5) 避難所の閉鎖（統合）

- ア 運営責任者は、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き状況などを見ながら、市災害対策本部と避難所の閉鎖（統合）に向けての検討を行う。
- イ 避難所の閉鎖（統合）の時期は、市災害対策本部と協議して判断するが、概ね決まった段階で避難者への説明を行う。
- ウ 避難所の撤収に当たっては、避難所の運営に係る記録や使用した台帳、物資の保管状況などを整理して、市災害対策本部に引き継ぐものとする。
- エ 避難者の撤収が確認された後、避難運営委員会は、避難所閉鎖日をもって終了する。

## 4 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請報告する。  
ただし、事態が急迫し、時間的余裕がないときは、隣接市町に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

## 5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

## 6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- (1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- (3) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- (4) 要配慮者への配慮
- (5) プライバシーの保護
- (6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

## 7 福祉避難所における支援

### (1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

### (2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に

努める。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は隨時更新する。）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- エ 開設期間の見込み

4 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請報告する。

ただし、事態が急迫し、時間的余裕がないときは、隣接市町に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- (1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- (3) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- (4) 要配慮者への配慮
- (5) プライバシーの保護
- (6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、

要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。

特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は隨時更新する。）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- エ 開設期間の見込み

## 第6 広域避難者への支援

### 1 広域避難の手順

- (1) 市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (3) 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 2 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支

援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

### 3 滞在施設の提供

被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

## 4-3 輸送計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-3 「輸送計画」を準用する。

## 4-4 消防計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-4 「消防計画」を準用する。

## 4-5 水防計画

### ■基本事項

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき本市における洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、もって住民その他公共諸施設の安全を確保するため定める。

### ■対策

#### 第1 水防の責任

##### 1 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立する。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適切な水防活動の実施
  - ア 水防に要する費用の自己負担の確保
  - イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
  - ウ 通信網の再点検
  - エ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
  - オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
  - カ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
  - キ 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講じること
  - ク 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使
  - ケ 住民の水防活動従事の指示
  - コ 警察官の出動を要請すること
  - サ 避難のための立退きの指示
  - シ 水防管理団体相互の協力応援
  - ス 水防解除の指示
  - セ 水防てん末報告書の提出

##### 2 水防本部の設置

市長（本部長）は、集中豪雨等により市内各所に水防作業を必要とする災害が発生し、若しくは予想されるときで、市長（本部長）が必要と認めたときは、洪水等の危険が解除するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理することとする。なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

##### 3 監視、警戒

###### (1) 平常監視

市長（本部長）は、隨時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに筑西土木事務所及び関係機関に連絡して必要な措置を講じ

る。

#### (2) 非常警戒

市長（本部長）は、水防本部を設置したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始することとする。

また、国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第15条第1項各号に掲げる事項を水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

- ア 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況
- エ 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

### 4 水防用資機材の調達

水防用資機材の調達については、必要に応じ市内関係業者より調達する。

### 5 気象状況、水位、決壊の通報連絡

市長（本部長）は、大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整えることとする。

#### (1) 水位の通報

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで
- イ 汛警注意水位（警戒水位）、最高水位に達したとき及び下がったとき。

#### (2) 決壊の通報

堤防決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を筑西土木事務所及び関係機関に通報しなければならない。

### 6 水防活動に従事する者の安全配慮

水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行するとともに、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。

## 第2 水防非常配備体制の基準

### 1 出動準備

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測されるとき。
- (2) 気象状況等により危険が予知されるとき。

### 2 出動

- (1) 河川の水位が汛警注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) その他被害発生のおそれがあるとき。

### 3 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者が必要と認めたときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により住民に周知する。

- (1) 消防署（筑西広域町村圏事務組合消防本部）

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底

(2) 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底

(3) 市

防災行政無線の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知徹底

4 応援

水防法第16条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、市長（本部長）、消防団長に対し応援を求めることができる。

5 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は水防法第29条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。これらを実施するため水防管理者は、桜川警察署長、その他関係機関と協議の上、事前に避難計画を作成して周知しておく。

6 水防報告と水防記録

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- (1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員（水防員）又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防、その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその理由
- (10) 応援の状況
- (11) 警察及び自衛隊の援助状況
- (12) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (13) 現場指揮者名
- (14) 水防関係者の死傷の有無
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (17) 堤防、その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- (18) 居住者の出動状況
- (19) その他必要な事項

7 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、市長（本部長）は、水防解除を命ずるとともに、広報等によって一般に周知し、また関係機関にも連絡する。

## 8 水防顛末の報告

水防が終結したときは、市長（本部長）は、遅延なく水防顛末報告書の必要事項をとりまとめ、県に報告する。

## 4－6 交通計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－6 「交通計画」を準用する。

## 4－7 労務供給計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－7 「労務供給計画」を準用する。

## 4－8 地域の孤立対策計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－8 「地域の孤立対策計画」を準用する。

## 4－9 医療・助産計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－9 「医療・助産計画」を準用する。

## 4－10 危険物等災害防止対策計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－10 「危険物等災害防止対策計画」を準用する。

## 4－11 燃料対策計画

地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－11 「燃料対策計画」を準用する。

## 第5節 被災者生活支援

### 5-1 被災者の把握

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-1 「被災者の把握」を準用する。

### 5-2 避難生活の確保、健康管理

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-2 「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

### 5-3 ボランティア団体等支援計画

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-3 「ボランティア団体等支援計画」を準用する。

### 5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-4 「ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」を準用する。

### 5-5 生活救援物資の供給

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-5 「生活救援物資の供給」を準用する。

### 5-6 要配慮者安全確保対策計画

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-6 「要配慮者安全確保対策計画」を準用する。

### 5-7 文教対策計画

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-7 「文教対策計画」を準用する。

## 5-8 帰宅困難者対策計画

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-8 「帰宅困難者対策計画」を準用する。

## 5-9 義援物資対策

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-9 「義援物資対策」を準用する。

## 5-10 愛玩動物の保護対策

地震災害対策計画編 第3章 第5節 5-10 「愛玩動物の保護対策」を準用する。

## 第6節 救助法の適用

地震災害対策計画編 第3章 第6節「救助法の適用」を準用する。

## 第7節 応急復旧・事後処理

### 7-1 建築物の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-1 「建築物の応急復旧」を準用する。

### 7-2 土木施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-2 「土木施設の応急復旧」を準用する。

### 7-3 ライフライン施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-3 「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

## 7-4 農地農業計画

### ■基本事項

各種災害に対する農林水産業関係の応急対策は、市、県、農政局、茨城森林管理署、その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。

### ■対策

#### 第1 実施内容

##### 1 農地

(1) 農地が被災し当該農地が湛水し自然排水を待つとき、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大なる支障を生ずるおそれがある場合は、ポンプ排水工事及び堤防切開工事を行う。

##### (2) 農業用施設

###### ア 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工事及び土止杭棚工事を行う。

###### イ 水路

仮水路（素掘）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行う。

###### ウ 頭首工

一部被害の場合は土のう積等を行う。完全被災における石積工、杭棚工、枠堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

###### エ 農道

特に重要な農道の必要最小限度の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

##### 2 農業

###### (1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

###### (2) 家畜の応急措置

###### ア 風害

(ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

(イ) 外傷家畜の治療と看護に努める。

(ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

###### イ 水害

(ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。

(イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。

(ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を受ける。

(エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める。

(オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

## 7-5 災害廃棄物の処理

地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-4 「災害廃棄物の処理」を準用する。

## 7-6 防疫計画

### ■基本事項

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期す。

### ■対策

#### 第1 実施内容

防疫の実施に当たっては、特に次の事項に留意する。

- 1 事前に防疫体制を確立し、周到な計画を行う。
- 2 警戒体制を厳重にするとともに、災害発生時においては、組織的かつ有機的な活動を実施する。
- 3 災害時の防疫は、伝染病予防法（以下「法」という。）に基づき、市及び県が実施する。

#### 第2 災害防疫の実施方法

災害防疫の実施方法の概要は、次のとおりである。

##### 1 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示に基づき伝染病予防委員を選任し防疫活動に従事させる。

##### 2 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に留意する。

##### 3 清潔方法及び消毒方法の実施

法第16条の規定による清潔及び消毒の方法は次によるものとし、使用する薬剤及び器具については速やかに整備拡充を図る。

###### （1）清潔方法

ア 実施に当たっては、道路、溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。

イ 各個人による清掃を原則とするが、状況に応じ市長（本部長）は適切な指導を行う。

ウ 収集したゴミ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等衛生的に適切に処分する。この場合の取扱いは廃掃法によるものとする。

###### （2）消毒方法

伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第21条又は第27条に定めるところにより行う。

##### 4 患者の隔離収容方法

発見された伝染病患者及び保菌者等については、法第7条の規定により早急に隔離収容する。隔離病舎がり災した場合又は交通事情等の理由により収容困難な場合は、県の指示により適当な場所に臨時隔離所を設け収容する。

## 5 報告

市長（本部長）は、警察・消防等諸機関、その他関係団体と緊密な協力のもとに、次の事項について、知事に報告する。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

## 第3 事前準備

### 1 内容

#### (1) 組織

##### ア 災害防疫対策連絡協議会

平常時から関係機関相互の協力体制を確立しておくため、関係部課関係行政機関等をもって協議会を開催し、防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

##### イ 災害防疫対策本部の設置計画

災害時には災害防疫対策本部を設置するが、その組織運営等について事前に計画を樹立しておく。

#### (2) 防疫計画の策定

市内の地理的環境的条件及び過去における被害状況等を勘案して災害予想図等を作成するとともに、災害防疫対策連絡協議会の意見を聞き、できるだけ周到な防疫計画をたてる。

#### (3) 器具機材の整備

最低限常備する必要のある物件は、普段から整備し、災害時又はそのおそれのあることが顕著となった際に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画をたてておくとともに、備蓄している物件は、隨時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

#### (4) 職員の訓練及び動員計画

職員の訓練については、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、防疫計画をもとに事務の配分、作業量などに応じ、これに充当すべき職員の確保を計画する。

#### (5) 予防教育及び広報活動

台風シーズン前など適当な時期において、災害時の予防方法につき新聞、広報紙等により広報活動を実施するとともに、衛生組織を強化しその協力を得て住民に対する予防教育を徹底する。

## 2 災害発生時の対策

#### (1) 警戒体制の確立

予測される災害の規模に応じて必要限度の防疫組織を設け、状況に応じていつでも災害対策本部の編成に切り替えられるよう体制を整え、知事の指示、命令に対しても臨機の措置がとれ、県と一体的行動がとれるようにする。

#### (2) 状況の把握

気象庁・警察・消防本部などの諸機関、団体などと連絡をとり、情報の早期把握に努める。

(3) 器具機材の整備

既に確保している器具の点検を行い、配置計画をたて、購入又は借上げを行うべき器具については、状況に応じ逐次調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

事前に準備されているパンフレットなどの利用、広報車等により速やかに住民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

### 3 災害防疫活動

(1) 災害防疫対策本部を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当たらせる。

(2) 予防教育及び広報活動

住民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 清潔の方法

災害時は、汚物・土砂・竹木などの散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常であるが、これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的とするところによって感染症予防法（平成10年法律第114号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、救助法など、法律的根拠を異にして行われるものであるが、清潔方法は感染症予防法に基づき感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等に対して、感染症予防の目的で実施される衛生的処理について行う。

ア じん芥、汚泥等は埋立て若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄し、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

イ し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理は平常時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、知事の指示に基づき、感染症予防法による清潔方法の一環として実施する。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(4) 消毒の方法

感染症予防法第27条の規定による知事の指示に基づき、市は速やかに消毒方法を施行するものとし、実施は感染症予防法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び第16条の定めるところにより行う。

ア 飲料水の消毒

(ア) 給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、水量の50分の1の煅製石灰を乳状にしたもの、又は水量の500分の1クロール石灰水（クロール石灰5分、水95分）を投入し、十分攪拌した後12時間以上放置する。なお、特に必要ある場合は、全水量を汲み出して井戸さらいを行い新たに湧き出した水に対して5,000分の1に当たるクロール石灰水を投入して約30分間放置する。

(イ) 給水施設が上水道又は簡易水道である場合の消毒は、塩素滅菌処理を確実に行う

とともに管末における遊離塩素量を測定する。

(ウ) 通常の管末塩素量は、0.1ppm以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は0.2ppm以上とし、給水施設が直接影響を受け断水後に給水する場合、特に水量不足による時間給水について洪水などにより特に水質が悪化した場合等では0.4ppm程度とする必要がある。

#### イ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚などを中心にクレゾール水など消毒薬を用いて噴霧又は拭净し、食器等は煮沸消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰などを散布する。

#### ウ 便所の消毒

便所は3%の石炭酸水、クレゾール若しくはフォルマリン水をもって拭净又は散布し、便槽には煅製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、十分攪拌する。

#### エ 芥溜及びその周辺の土地には石灰乳又はクロール石灰水を、溝渠には煅製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を散布し、じん芥は焼却する。

なお、煅製石灰末は、乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

#### オ 患者運搬用器具等の消毒

病毒に汚染された資材などを運搬した器具は、使用的都度石炭酸水、クレゾール水、若しくはフォルマリン水で拭净又は散布する。

#### (5) 薬剤、器具等の確保は、次により行う。

被災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上不足分を速やかに調達し、それぞれ適宜の場所に配置する。

### 薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬材量の算出方法		
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数	×	200g
	普通石灰	全半壊戸数	×	6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	戸戸の数（概数）	×	1340ml

#### (6) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り自治会単位で実施する。

災害の規模、環境衛生の状況などを総合判定して指定するものであるが、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

(ア) 県下で被害戸数5,000戸を超える場合

(イ) 一浸水地域で被害戸数1,000戸を超える場合（同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、市町村の行政区画に関わらない。）

(ウ) 県下における市町村又はその一部の地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被害率	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上
市又はその一部の地域の数	10箇所以上	7箇所以上	5箇所以上	3箇所以上	1箇所以上

- (エ) 市又は市の一部の区域の被害率が10%を超えること。
- (オ) 市又は市の一部の区域の被害率が5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものであること。
- (カ) 市庁舎などを含む中央地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害されたこと。
- イ 県の指示に基づき、市は速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- 実施要領及び薬剤の使用基準によって行うが、災害時においては、次の事項に留意する。
- (ア) り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。  
例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で環境の汚染が著しくないときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を必要としない場合があり、又大部分が床下浸水を受けた地域でも期間が長い、あるいは汚物、汚泥などが広範囲に散乱し、ハエ等の発生が著しい場合は、家屋のみならず、それ以外の不潔な地帯にも広く実施する。
- (イ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びごみ、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫効果のある殺虫剤を使用する。  
また、便所などに使用する殺虫剤としては、オルソジクロールベンゾール剤などを用いる。
- ウ 薬剤、器具などの確保は、次により行う。  
り災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して所要量を算出し速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておく。

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×85.8 m <sup>2</sup> ×(1-0.5)×0.05 リットル (家屋 39.6 m <sup>2</sup> の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数×1 m <sup>2</sup> ×0.06 リットル
家屋外及びごみ等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数×56.1 m <sup>2</sup> ×15 g (敷地 56.1 m <sup>2</sup> の場合)

#### (7) 家用水の供給等

家用水の供給については、『第5節5-5第1 給水計画』に基づいて実施するほか、衛生的処理についての十分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

#### (8) 患者に対する処置

- ア 災害地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。
- イ 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理などについて厳重に指導する。

#### (9) 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、そ

の協力を得て指導の徹底を図る。

(10) 報告

次に掲げる報告は、所定の様式により筑西保健所長を経由して知事に提出するものであるが、概要はできるだけ電話をもって事前に報告する。

- ア 被害状況
- イ 防疫活動状況
- ウ 災害防疫所要見込額

(11) 記録の整理

災害防疫に関し整理すべき書類は、概ね次のとおりである。

- ア 災害状況報告書
- イ 防疫活動状況報告書
- ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- エ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- オ 家用水の供給に関する書類
- カ 患者台帳
- キ 防疫作業日誌
- ク 防疫経費所要額調及び関係書類

#### 4 災害防疫完了後の措置

(1) 災害防疫完了報告

市長（本部長）は、災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、筑西保健所長を経由して知事に提出する。

(2) 災害防疫経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後、直ちに精算を行う。

## 7-7 障害物の除去計画

地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-6 「障害物の除去計画」を準用する。

## 7-8 行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画

地震災害対策計画編第3章第7節7-7 「行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画」を準用する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 被災者の生活の安定化

#### 1-1 義援金品の募集及び配分

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1-1 「義援金品の募集及び配分」を準用する。

#### 1-2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1-2 「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付」を準用する。

#### 1-3 租税、公共料金等の特例措置

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1-3 「租税、公共料金等の特例措置」を準用する。

#### 1-4 雇用対策

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1-4 「雇用対策」を準用する。

#### 1-5 住宅建設の促進

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1-5 「住宅建設の促進」を準用する。

#### 1-6 被災者生活再建支援法の適用

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1-6 「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

## 1－7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

地震災害対策計画編 第4章 第1節 1－7「茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給」を準用する。

## 第2節 被災施設の復旧

地震災害対策計画編 第4章 第2節「被災施設の復旧」を準用する。

## 第3節 激甚災害の指定

地震災害対策計画編 第4章 第3節「激甚災害の指定」を準用する。

## 第4節 復興計画の作成

地震災害対策計画編 第4章 第4節「復興計画の作成」を準用する。

## 2 航空災害対策計画



# 第1章 災害予防

航空災害の発生を予防するとともに、航空災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

## 第1 航空交通の安全のための情報の充実

### 1 安全確保情報伝達体制の確保（百里空港事務所）

航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

### 2 気象情報発表伝達体制の確保（水戸地方気象台）

航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表する。

### 3 航空交通の安全情報の活用（航空運送事業者）

航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のため活用し必要な措置を講じる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

## 第2 航空機の安全な運行の確保

### 1 航空運送事業者等への安全指導

#### （1）航空関係諸規則の遵守の徹底等（百里空港事務所）

航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。

#### （2）定期的な安全指導（東京航空局）

航空運送事業者等に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。

## 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### （1）情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

##### ア 百里空港事務所の対応

民間企業、報道機関、住民等からの情報等、多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

##### イ 県の対応

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプター・テレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場で情報の収集・連絡に当たり要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備する。

また、民間企業、報道機関、住民等から情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

ウ 市の対応

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等から情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報の分析整理（県）

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、地震災害対策計画編第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

## 2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（百里空港事務所、県、市）

実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のための職員初動マニュアルによる、職員の災害時活動内容等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、平素からの連携強化に努める。

なお、市及び県は既に次の協定を締結しており、こうした既成協定をもとに、より具体的かつ実践的な連携体制強化に努める。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図る。

エ 消防機関の対応

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

## 3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 捜索活動への備え（警察本部）

捜索活動を行うため有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え（県、市）

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を促進するために、本市に係わる防災関係各機関においては、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空

機等の整備に努める。

(3) 医療活動への備え（県、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-3 「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

**4 緊急輸送活動への備え（県、警察本部、市）**

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-1 「緊急輸送道路の確保整備計画」に準ずるほか、次により実施する。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

**5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え（県、市）**

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

**6 防災関係機関の防災訓練の実施（百里空港事務所、県、市、防災関係機関）**

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練等に参加し、航空機災害に対する防災知識の習得に努める。

## 第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 航空事故情報等の収集・連絡

###### ア 発見者の対応

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官又は百里空港事務所長に通報しなければならないものとする。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

###### イ 百里空港事務所の対応

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行う。

###### ウ 県の対応

百里空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡する。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省等に連絡する。

###### エ 市の対応

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接情報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

###### オ 自衛隊の対応

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡する。

なお、「霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和54年10月）、「百里基地に係る事故の通報に関する協定」（昭和61年11月）及び「百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和54年3月）の事故については、協定に基づき連絡する。

###### カ 航空運送事業者の対応

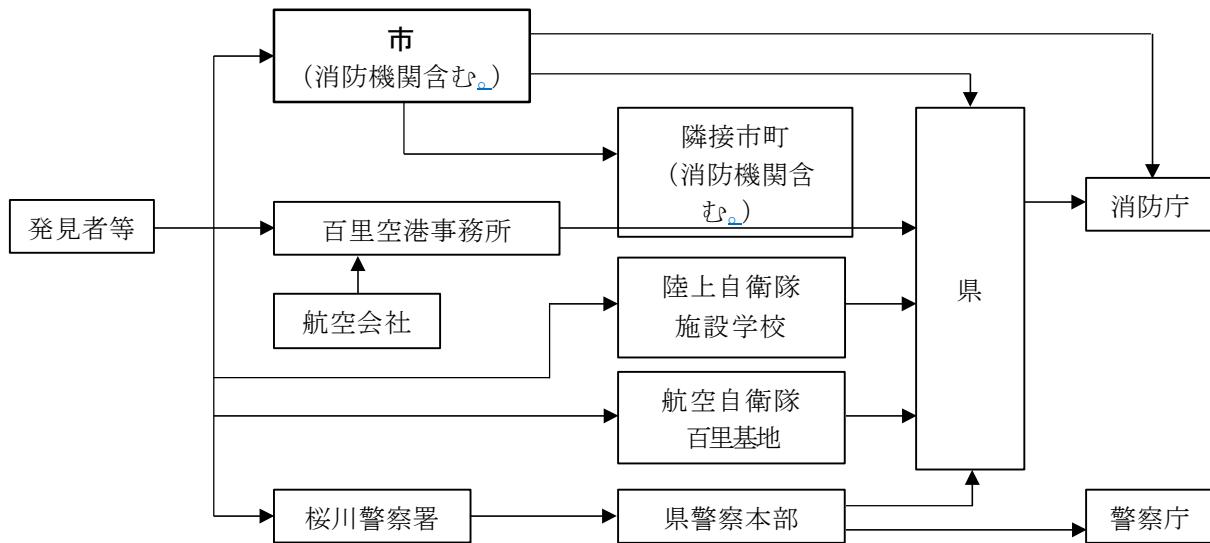
自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を成田空港事務所へ連絡する。また、それによる被害状況を把握できた範囲から

直ちに成田空港事務所へ連絡する。

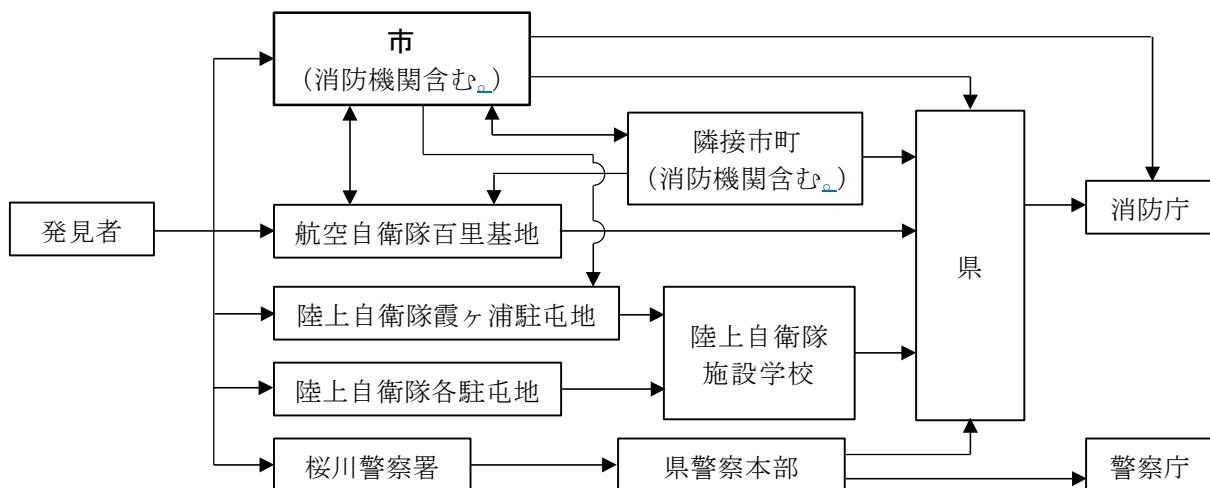
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空機事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



**連絡先一覧**

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同内線 215)
県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 県の対応

指定地方行政機関に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を隨時連絡するとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

イ 市の対応

県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 百里空港事務所、県、市等防災関係機関の対応

応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 航空事故により、多数の死傷者等が発生したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
				避難所担当職員	各担当避難所
非常体制	第3配備指令	1 市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

### 2 広域的な応援体制（県、市）

県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2 「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 3 自衛隊の災害派遣（百里空港事務所、県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市は、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1 「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

### 第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

#### 1 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-3 「通信計画」に準じて実施する。

#### 2 捜索活動

##### （1）県、警察本部の対応

消防機関と相互に連携して、必要に応じてヘリコプターなど多様な手段を活用し捜索を実施する。

##### （2）消防機関の対応

災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施する。

#### 3 救難、救助・救急及び消火活動

##### （1）救難、救助・救急及び消火活動への備え（市、防災関係機関）

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を促進するために、本市に係わる防災関係各機関においては、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空機等による対策を実施する。

##### （2）県、警察本部の対応

被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助に当たるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請する。

##### （3）自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行う。

##### （4）消防機関の対応

速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、隣接市町等は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 4 資機材等の調達

##### （1）県、市等の災害関係機関の対応

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

##### （2）県、市の対応

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

#### 5 医療活動

##### （1）県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県計画「地震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県計画「地震災害対策計画

編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

(2) 市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-9「医療・助産計画」に準じて実施する。

## 第4 避難指示等・誘導（警察本部、自衛隊、市）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第4節 4-2「避難計画」に準じて実施する。

## 第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通規制等の実施（県、警察本部、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

2 広報等の実施（県、警察本部、市、道路管理者）

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

## 第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-4「広報計画」に準ずるほか、次により実施する。

1 情報伝達活動（県、市）

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示等及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第7 遺族等事故災害関係者の対応（市）

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

## 第8 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第7節 7-5 「防疫計画」及び地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-7 「行方不明者等搜索及び遺体の埋葬計画」を準用するものとし、特に、本市が災害現場となった場合には、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。



### 3 鉄道災害対策計画



# 第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

## 第1章 鉄道交通の安全のための情報の充実

### 1 気象情報発表伝達体制の確保（水戸地方気象台）

鉄軌道交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

### 2 鉄道の異常に関する情報の伝達（道路管理者）

道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

### 3 事故防止に関する知識の普及（鉄道事業者）

踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

## 第2章 鉄道交通安全運行の確保

### 1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立（鉄道事業者）

豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努める。具体的な対策としては、次に記すものほか、各鉄道事業者が定める。

#### （1）施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行う。

検査の基準及び方法は鉄道事業者が定める。

#### （2）運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行う。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告する。

#### （3）教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

## 第3 鉄道車両の安全性の確保（鉄道事業者）

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

## 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### （1）情報の収集・連絡

県、警察本部、市及び鉄道事業者は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

##### ア 県の対応

機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター・テレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

##### イ 鉄道事業者の対応

気象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

##### ウ 市の対応

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

##### エ 市、県の対応

民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### （2）情報の分析整理（県）

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### （3）通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、地震災害対策計画編第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### （1）職員の体制（関東運輸局、県、市、鉄道事業者）

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

#### （2）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に次の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

- (ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県)
- (イ) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)

イ 市の対応

- (ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- (イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

ウ 警察本部の対応

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図る。

エ 消防機関の対応

消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

オ 自衛隊への応援要請

知事から自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先を徹底しておくなど必要な準備を備えておくものとする。

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え

ア 鉄道事業者の対応

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

特に、旅客の避難に関しては、要配慮者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図る。

イ 市、県の対応

迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

#### (2) 医療活動への備え(県、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等)

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-3 「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

#### (3) 消火活動への備え

ア 消防機関の対応

平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

イ 鉄道事業者の対応

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

### 4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-1 「緊急輸送道路の確保整備計画」に準じるほか、次により実施する。

#### (1) 鉄道事業者の対応

発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努める。

(2) 市、県の対応

信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、県は災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に交通誘導の実施等を要請するとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図る。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え（県、市、放送事業者）

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努める。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 鉄道事業者の対応

事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関をはじめとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(2) 市、県の対応

相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施に当たっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

7 災害復旧への備え（鉄道事業者）

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努める。また、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

8 鉄道交通安全環境の整備

(1) 鉄道事業者の対応

軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努める。

また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

(2) 県、警察本部、道路管理者、鉄道事業者の対応

事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努める。

9 再発防止対策の実施（鉄道事業者）

事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行う。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努める。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

## 第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

###### ア 関東運輸局の対応

大規模な鉄道事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行う。

###### イ 県の対応

鉄道事業者、又は関東運輸局から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡する。

また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。

###### ウ 市の対応

大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

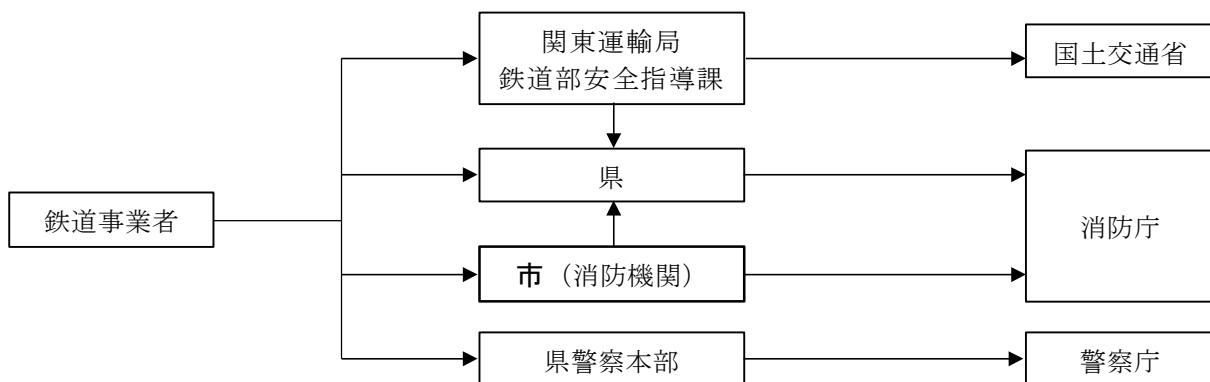
併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

###### エ 鉄道事業者の対応

自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡する。

##### (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



### 連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
関東運輸局	鉄道部安全指導課	045-211-7240 (各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話)
県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
東日本旅客鉄道(株)	水戸支社運輸指令室	029-225-3140 (同左)

#### (3) 初動体制の確保（市）

鉄道災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うとともに、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員の迅速な活動を促すために、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

併せて、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### (4) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-3 「通信計画」に準じて実施する。

## 第2 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 鉄道事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 鉄道事故により、多数の死傷者等が発生したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
				避難所担当職員	各担当避難所
非常体制	第3配備指令	1 市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

#### (1) 職員の体制

職員の非常参集体制、応急活動のための職員初動マニュアルの作成等、災害応急体制

を整備するとともに、関係機関との緊密な連携により必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、鉄道災害を誘因とする火災等の被害拡大を防止するため、関係機関と協力し初期消火体制の整備に努める。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時における防災関係機関相互の連携体制整備に向け、関係各機関との相互応援の協定を締結する等、平素から減災に向けた関係機関等との連携強化を図る。

### 2 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

### 3 広域的な応援体制（県、市）

県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 4 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市は、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

#### (1) 鉄道事業者の対応

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (2) 県、警察本部の対応

被害状況の早急な把握に努めるとともに、市、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助に当たるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請する。

#### (3) 消防機関の対応

大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

#### (4) 自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請により救助・救急活動を行う。

### 2 資機材の調達

#### (1) 県、市等防災関係機関の対応

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

(2) 市、県の対応

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

**3 医療活動**

(1) 県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県計画「地震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県計画「地震災害対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

(2) 市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、地震災害対策計画編 第3章第4節 4-9 「医療・助産計画」に準じて実施する。

**4 消火活動**

(1) 鉄道事業者の対応

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 消防機関の対応

速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第4 避難指示等・誘導（警察本部、自衛隊、市）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第4節 4-2 「避難計画」に準じて実施する。

## 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

**1 市、県、警察本部、道路管理者の対応**

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

**2 鉄道事業者の対応**

鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努める。

## 第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-4「広報計画」に準ずるほか、次により実施する。

### 1 情報伝達活動（県、市）

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市、鉄道事業者）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第7 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第7節 7-5「防疫計画」及び地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-7「行方不明者等搜索及び遺体の埋葬計画」を準用するものとし、特に、本市が災害現場となった場合には、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。



## 4 道路災害対策計画

---



# 第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

## 第1章 道路交通の安全のための情報の充実

### 1 気象情報の伝達

#### (1) 水戸地方気象台の対応

道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図る。

#### (2) 道路管理者の対応

水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

### 2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

#### (1) 道路管理者の対応

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

#### (2) 警察本部の対応

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図り、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

## 第2章 道路施設等の管理と整備（道路管理者）

### 1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び大規模な地震、大雨、洪水などに対する安全性確保のため、これらの災害の危険性が確認される場合には、施設の巡回及び点検を行う。

### 2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。

特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランスなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策に努める。

## 第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡

ア 県、警察本部、道路管理者の対応

大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 県、警察本部の対応

大規模な道路災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備する。

ウ 市の対応

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

エ 警察本部の対応

機動的な情報収集や搜索活動等応急対策の実施のために、航空機等の整備に努める。

(2) 情報の分析整理（県）

収集した情報を的確に分析するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、地震災害対策計画編第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

## 2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（県、市、道路管理者）

非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応

警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図る。

エ 消防機関の対応

消防機関、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え（県、警察本部、市、道路管理者）

道路災害時において、迅速な応急活動実施に向け、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるとともに、関係機関に対して救助・救急活動に対する資機材の整備を促し、救助・救急活動に備える。

#### (2) 医療への備え（県、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-3 「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

#### (3) 消火活動への備え（消防機関）

常に消防本部との連絡体制の確保を図り、非常時における迅速な活動を行うために、平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

### 4 緊急輸送活動への備え（県、警察本部、市、道路管理者）

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-1 「緊急輸送道路の確保整備計画」に準ずるほか、次により実施する。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

### 5 危険物等の流出時における防除活動への備え（県）

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについて、本編 5 危険物等災害対策計画に定める予防対策を準用する。

### 6 関係者等への的確な情報伝達活動（県、市）

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

### 7 防災訓練の実施（県、警察本部、市、道路管理者）

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

### 8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄（道路管理者）

大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業者との協力体制の整備に努める。

### 9 災害復旧への備え（道路管理者）

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設に関する図面類等の資料検索の準備体制を整えるとともに、資料の被災による検索不能など事態を避けるため、資料の複製保存並びに複数の場所における保管体制を図る。

#### 第4 防災知識の普及（道路管理者）

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

#### 第5 再発防止対策の実施（道路管理者）

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## 第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 道路災害情報等の収集連絡

###### ア 発見者の対応

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防職員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

###### イ 道路管理者の対応

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡する。

###### ウ 國土交通省常陸河川国道事務所の対応

道路構造物の被災等により大規模な道路事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行う。

###### エ 県の対応

国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡する。

また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概略的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡する。

###### オ 市の対応

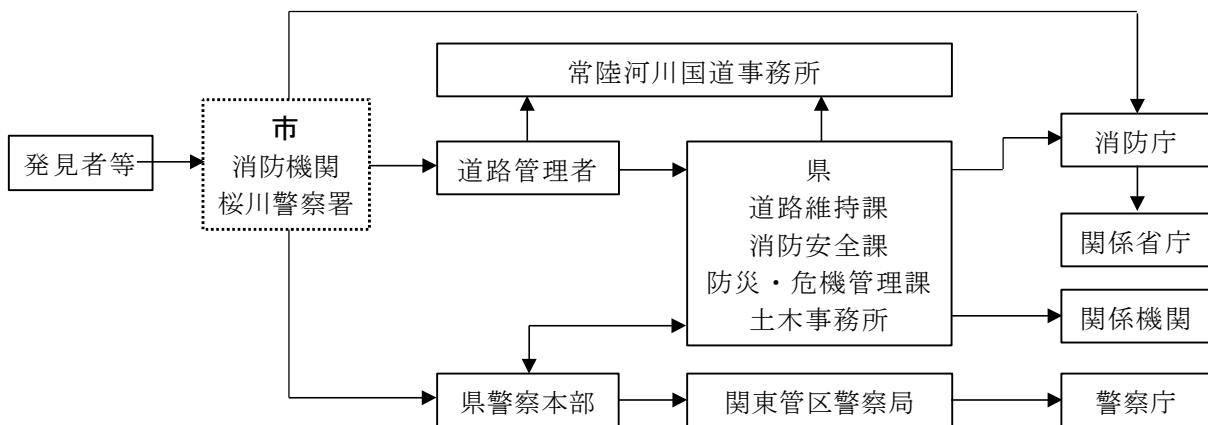
大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### (2) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-3 「通信計画」に準じて実施する。

(3) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



※ [ ] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

連絡先一覧表

機関名	担当部署	電話番号・(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
国土交通省 常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073
県	消防安全課	029-301-2896
	防災・危機管理課	029-301-2885 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)

## 第2 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 道路災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき。 2 道路上での重大事故が発生したとき。 3 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 道路災害により、多数の死傷者等が発生したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員 避難所担当職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎) 各担当 避難所

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
非常体制	第3配備指令	1 市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

#### (1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、災害時活動を実施する。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県等の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動する。

### 2 道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

### 3 広域的な応援体制（県、市）

県内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 4 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市、県においては、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

#### (1) 県、警察本部の対応

被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と傷病者等の救出・救助に当たるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請する。

#### (2) 消防機関の対応

「消防広域相互応援協定」又は「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し傷病者等の救出・救助に当たるものとし、又、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請する。

#### (3) 道路管理者の対応

迅速かつ的確な救助・救急活動に協力する。

### 2 医療活動

#### (1) 県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県計画「地

震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県計画「地震災害対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

#### (2) 市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-9 「医療・助産計画」に準じて実施する。

### 3 消火活動

#### (1) 消防機関の対応

速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

#### (2) 県の対応

消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行う。

#### (3) 道路管理者の対応

迅速かつ的確な消火活動に協力する。

#### (4) 市の対応

消防本部との連絡体制を確保し迅速な消火活動を行う。

## 第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動（警察本部）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

## 第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、5 危険物等災害対策計画に準じを行う。

## 第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

### 1 道路管理者の対応

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を実施する。

### 2 警察本部、道路管理者の対応

災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

## 第7 関係者等への的確な情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、次により実施する。

### 1 情報伝達活動（県、市）

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示等及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第8 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第7節 7-5「防疫計画」及び地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-7「行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画」を準用するものとし、特に、本市が災害現場となった場合には、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。



## 5 危険物等災害対策計画



# 第1章 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、危険物等災害が発生した場合の被害の軽減を図るために、防災関係機関及び事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本項において「事業者」という。）は、次の対策を講じるものとする。

## 第1章 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

#### （1）保安体制の確立

##### ア 事業者の対応

法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

##### イ 県、市の対応

危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

##### ウ 警察本部、消防機関の対応

必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

#### （2）保安教育の実施

##### ア 県、市の対応

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

##### イ 事業者の対応

従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

### 2 災害応急対策、災害復旧への備え

#### （1）情報の収集・連絡体制の整備

##### ア 県、市、事業者の対応

危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備する。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

##### イ 県の対応

ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報の収集・連絡システムの整備を推進するとともに、災害現場や防災関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらか

じめ定めるなど、緊急時の体制を整備する。

また、市、消防機関等から速やかに災害連絡情報等が収集できるよう、防災関係機関相互の連携の強化に努めるとともに、国等の研究機関、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

化学物質等の災害発生時においては、被害の拡大防止や軽減を図るため初動調査班を設立する等体制を強化するとともに、調査機器等の整備に努める。

ウ 警察本部の対応

機動的な情報収集活動を行うための体制の整備に努める。

エ 市の対応

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

(2) 職員の活動体制の整備（県、市、事業者）

それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制（県、市、事業者）

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、県及び市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え（県、市、事業者）

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備（県、警察本部、市）

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え（県、市、事業者）

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

(7) 避難収容活動体制の整備（県、市）

あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施（県、警察本部、市、事業者）

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 災害復旧への備え（県、市、事業者）

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### 3 防災知識の普及、住民の訓練（県、市）

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

## 第2 石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

### 1 施設の保全（事業者）

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

### 2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策（消防機関）

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 防災設備の強化（事業者）

耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

(3) 防災管理システムの強化（事業者）

漏えい、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

### 3 保安体制の確立

(1) 事業者の対応

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

(2) 消防機関の対応

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係

法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

### 第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

#### 1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

##### （1）高圧ガス等の保安検査、立入検査（県）

火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

##### （2）保安団体の活動の推進（県）

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

##### （3）火薬類搬送時の安全指示（警察本部）

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示を行う。

#### 2 毒性ガス対策

##### （1）毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

###### ア 事業者の対応

（ア）事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施する。

（イ）被害を最小限にとどめるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置する。

（ウ）発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市等と日頃から連携を密にし、対策を講じる。

（エ）関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努める。

###### イ 県の対応

発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、桜川消防署に提供する。

また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。

###### ウ 市の対応

毒性ガス漏えいを想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

#### 3 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

##### （1）関係機関による「申し合わせ」の作成（市、事業者）

大規模な地階（以下「地階」という。）がある場合は、ガス事業者等関係機関と緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制の強化を図る。

(2) 保安規程等の提出（事業者）

ア ガス事業法第24条、第64条及び第97条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、市長又は桜川消防署長に提出する。

イ ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を市長又は桜川消防署長に提出する。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び轻易な変更のものについてはこの限りではない。

(3) 災害訓練の実施（事業者）

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス災害訓練を毎年1回以上実施する。

(4) 関係機関の協力の推進

ア 事業者の対応

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者、若しくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施に当たっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地階に対する予防査察について協力する。

イ 消防機関、事業者

地階の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための平常時及び緊急時の指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておくものとする。

(5) 市ガス災害対策協議会の設置（市）

市内に地階を有する施設がある場合は、ガス災害に関し、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図るものとする。

※〔大規模な地階〕の定義

消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

## 第4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

### 1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(1) 登録施設に対する指導（県）

毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導（県）

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

### 2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 危害防止規程の整備（事業者）

毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

## 第5 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

### 1 保安体制の強化（放射線使用者（放射性物質等を取扱う者））

漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

### 2 維持管理指導の推進（国）

放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

### 3 医療監視の実施（県）

医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「診療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

### 4 運搬時の安全確保（県）

放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

## 第6 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災関係機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

### 1 原子力事業者等の対応

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うに当たっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) モニタリング実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備する。

### 2 市、消防機関の対応

消防機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行う。

### 3 県、警察機関の対応

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行う。

## 第2章 災害応急対策

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

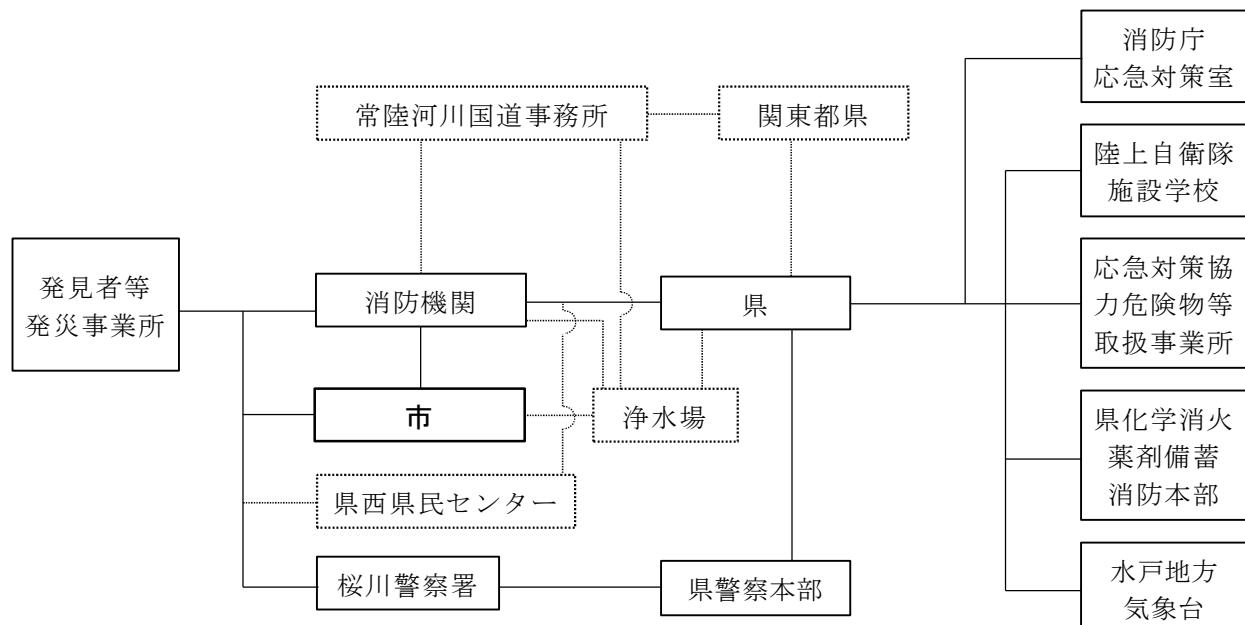
#### 1 災害情報の収集・連絡（県）

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、消防庁他関係省庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

#### 2 災害情報の収集・連絡系統

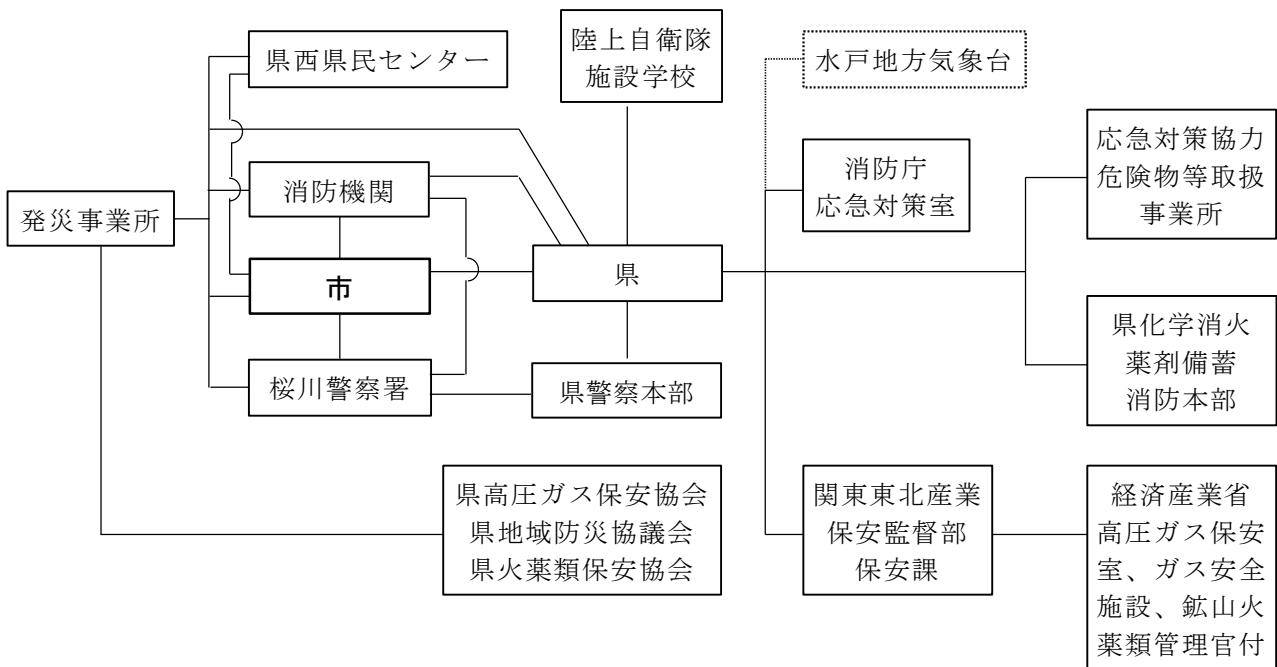
各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

（石油類等危険物施設の灾害）

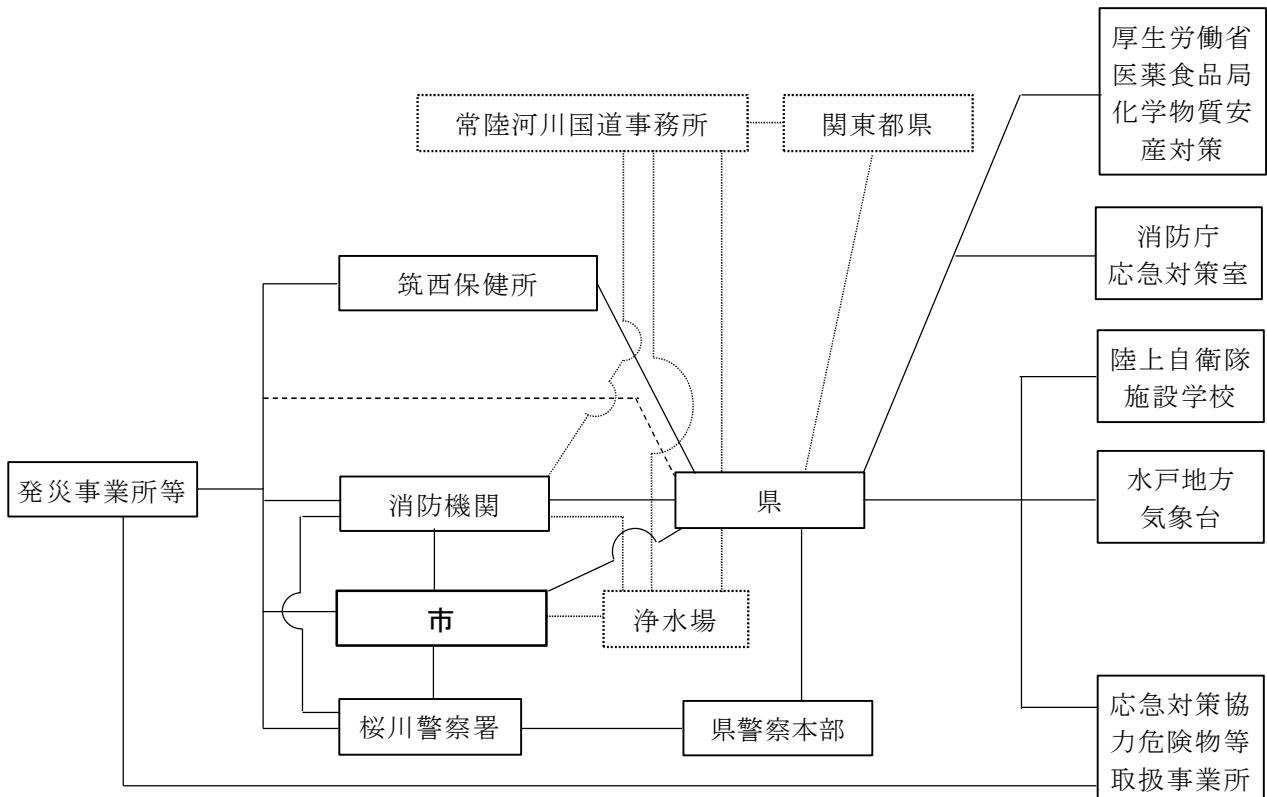


※ 河川等漏えい時のみ

(高圧ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害)



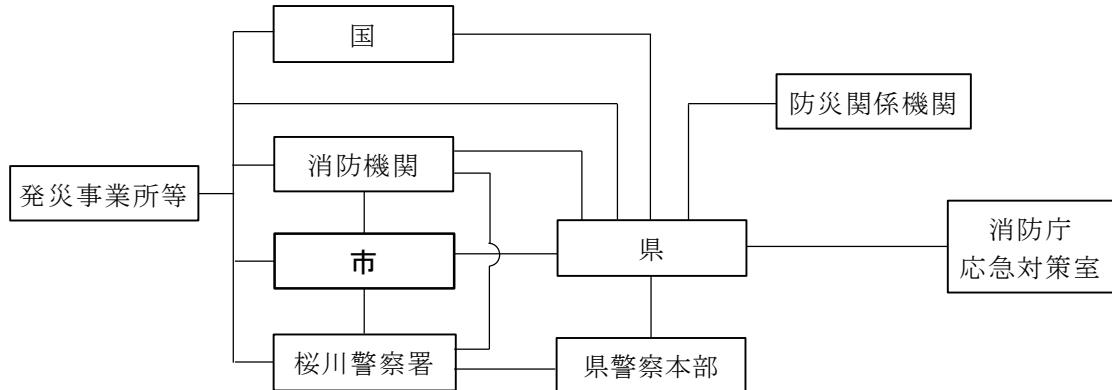
### (毒劇物取扱施設の災害)



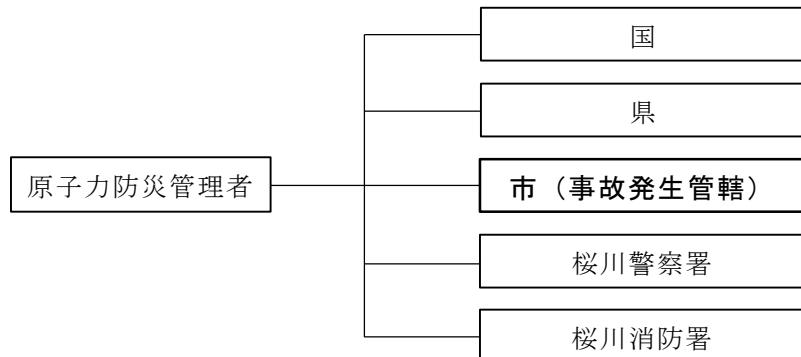
※………… 毒劇物が河川等へ流入した場合

※----- 茨城県原子力安全協定に基づくもの

(放射線使用施設等の災害)



(核燃料物質等の事業所外運搬中の災害)



### 3 被害状況の収集・把握

#### (1) 県の対応

市町村等からの情報を収集するとともに、自らも被害情報の把握に努める。

また、ヘリコプター等による目視、撮影、画像情報等の利用により被害規模の把握を行う。

#### (2) 市、消防機関の対応

市域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

### 4 災害情報の通報（発見者）

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報する。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力する。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報する。

### 5 住民等への情報提供（県、市）

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般住民等へ適切に提供する。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

## 第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのあるとき。 2 漏えい物により厳重な警戒体制をとる必要が生じたとき。 3 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき 2 大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想されるとき。 3 道路災害により、多数の死傷者等が発生したとき。 4 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
				避難所担当職員	各担当避難所
非常体制	第3配備指令	1 市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

### 1 災害応急体制の整備

#### （1）職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、災害時活動を実施する。

#### （2）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県等の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動する。

### 2 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進める。

### 3 広域的な応援体制（県、市）

県内において危険物等事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2 「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 4 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市は、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1 「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

### 第3 石油類等危険物施設の事故応急対策

#### 1 危険物火災等の応急対策

##### (1) 発災事業所の対応

火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

##### (2) 消防機関及び事業所の自衛消防組織の対応

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消防活動を行う。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

##### (3) 市、消防機関の対応

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

##### (4) 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

##### (5) 県の対応

市、消防機関の要請に基づき、又は自ら必要と判断した場合は、県内6消防本部に備蓄する泡消火薬剤を発災地点の消防機関等に緊急支援する。

また、必要に応じて、県内等の防災関係機関が保有する泡消火薬剤等応援資機材の支援のあっせんや調整を行う。

#### 2 危険物の漏えい応急対策

##### (1) 非水溶性危険物の漏えい対策

石油類等油脂類が河川等に漏えいした場合は、以下の応急対策をとるものとする。

###### ア 排出の原因者の対応

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従う。

###### イ 消防機関の対応

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等

を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場合、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

#### ウ 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

#### エ 河川管理者、河川以外の水路等の管理者の対応

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、市等防災関係機関に協力要請する。

#### オ 県の対応

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

危険物の回収マット等防護資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達をあっせんするとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物処理法に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握情報を隨時関係機関へ提供する。

#### カ 市の対応

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導に当たる。

### （2）水溶性危険物の漏えい対策

アルコール等水溶性の危険物が漏えいした事故においては、次の応急対策をとるものとする。

#### ア 排出の原因者の対応

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収に当たっては、消防機関等の指示に従う。

#### イ 消防機関の対応

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

ウ 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

エ 河川管理者、河川以外の水路等の管理者の対応

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要な場合は、市等防災関係機関に協力を要請する。

オ 県の対応

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達をあっせんするとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行う。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策に当たるとともに、把握情報を隨時関係機関へ提供する。

カ 市の対応

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

### 3 净水の安全確保

（1）消防機関、市、県の対応

危険物の漏えい事故発生を確認した場合は、当該漏えい地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏えい事故発生の旨を通報する。

（2）浄水場管理者

浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

## 第4 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

### 1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

（1）事業者の対応

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏えい防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、県高压ガス保安協会及び県地域防災協議会

等へ協力を要請する。

(2) 消防機関の対応

高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

(3) 県の対応

発災事業所や消防本部等防災関係機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あっせん、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。

また、県高压ガス保安協会や県地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。

(4) 市、消防機関の対応

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(5) 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(6) 自衛隊の対応

県から要請があった場合、火薬等の取扱いについての情報の提供や専門家を派遣するものとする。また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置する。

(7) 県高压ガス保安協会、県火薬類保安協会の対応

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。その際は防災関係機関と連絡を密にし当たる。

## 2 毒性ガス応急対策

(1) 事業者の対応

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏えい防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釀、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、毒劇物に該当するものの場合は、保健所にも同様の措置を行う。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自ら実施が不可能な場合は、県高压ガス保安協会又は県地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防機関、市の対応

発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

(3) 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 消防機関の対応

事業者に協力して、ガス漏えい防止等応急措置を実施する。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や搜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送に当たる。

(5) 県の対応

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供する。

また、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市等関係機関に随時提供する。

さらに、県高压ガス保安協会又は県地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏えいについては、避難対策、漏えいガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

(6) 県高压ガス保安協会、県地域防災協議会の対応

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

### 3 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

(1) ガス漏えい対策

ア 地階管理者の対応

直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏えいを防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について、緊急広報する。速やかに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝える。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

イ 消防機関の対応

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導するものとし、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

ウ ガス事業者、液化石油ガス販売事業者の対応

消防機関の協力のもと、ガス漏えい防止措置、その他応急対策を実施する。

エ 市の対応

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入体制を整える。

オ 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

## (2) ガス爆発対策

### ア 地階管理者の対応

直ちに、119番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防機関に伝える。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに連絡する。

### イ 消防機関の対応

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内の作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

### ウ ガス事業者、液化石油ガス販売事業者の対応

消防機関と協力して、消火及びガス漏えい防止措置を行う。

### エ 市の対応

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入体制を整える。

### オ 県の対応

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整する。

### カ 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

## 第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

### 1 漏えい事故

#### (1) 事業者の対応

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏えい防止措置をとるとともに、消防機関、警察署、保健所に緊急通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏えい箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

#### (2) 消防機関、市の対応

毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

(3) 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者の対応

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、保健医療部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力を得て、中和等無害化処理の実施に努める。

(5) 県の対応

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行う。国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供する。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市等関係機関に迅速に提供する。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

(6) 応急対策協力危険物等取扱事業所の対応

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力する。

**2 净水の安全確保（消防機関、市、県、浄水場、河川管理者）**

漏えい物が河川等へ流入する可能性がある場合は、5 危険物等災害対策計画 第2章 第3の3 「浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施する。

## 第6 放射線使用施設等の事故応急対策

### 1 放射線使用施設等の事業者の対応

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報する。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させる。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がりの防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するに当たって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

## 2 消防機関の対応

消防機関は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視のもと、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火に当たっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。

なお、応急対策活動の実施に当たっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

## 3 国の対応

放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめとする防災関係機関に協力する。

## 4 市の対応

市は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施する。

## 5 県の対応

放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力をを行う。また、環境への影響等の把握に努める。

## 6 警察本部の対応

被災者状況等被害情報の収集を行い、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施する。

# 第7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署等は連携して、応急対策を実施する。

## 1 原子力事業者等の対応

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を隨時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施する。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

## 2 国の対応

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

## 3 市、消防機関の対応

事故の通報を受けた市及び消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。

## 4 警察本部、桜川警察署の対応

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

## 5 県の対応

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

# 第8 避難誘導対策

## 1 消防機関、警察本部、市の対応

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図る。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

## 2 県の対応

国や協力事業所から危険物等の応急措置情報を迅速に収集し、また、気象情報、大気情報を取り扱い、消防機関、市、警察に避難誘導のための情報を提供し、支援する。

# 第9 捜索・救出・救助対策

## 1 警察本部、消防機関の対応

被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行う。

## 2 県、警察本部の対応

必要に応じて、ヘリコプターによる空中からの搜索・救出・救助を行う。

# 第10 応援要請対策

## 1 自衛隊の災害派遣要請（県、市等）

自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、県計画「地震災害対策計画編」第3章第3節第1「自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請する。

## 2 応援要請

県（防災・危機管理部）、市、消防機関の対応は、県計画「地震災害対策計画編」第3章第3節第2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じるものとする。

## 第11 医療救護対策

### 1 県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県計画「地震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県計画「地震災害対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

### 2 市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、地震災害対策計画編 第3章 第4節 4－9「医療・助産計画」に準じて実施する。

## 第12 緊急輸送の確保（県、警察本部、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。



## 6 大規模な火事災害対策計画



# 第1章 災害予防

大規模な火事の発生を予防するとともに、大規模な火事が発生した場合の被害の軽減を図るために、防災関係機関及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

## 第1章 災害に強いまちづくり

### 1 災害に強いまちの形成（県、市、消防機関）

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難場所、避難所、福祉避難所等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保に努め、災害に強い都市構造の形成に努める。

### 2 火災に対する建築物の安全化

#### （1）消防用設備等の整備及び維持管理（県、消防機関、消防用設備点検取扱団体）

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

#### （2）建築物の防火管理体制（消防機関、事業者）

防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

#### （3）建築物の安全対策の推進（県、市、消防機関、事業者）

高層建築物等について、避難路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図る。

#### （4）桜川市真壁伝統的建造物群保存地区防災計画の推進（住民・市・消防機関）

真壁町真壁を中心とする地域には、約100棟の登録文化財をはじめとする数多くの伝統的な建物が存在しており、このうち約17.6haが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。これらについて大規模な火災による被害を最小限にとどめるため、令和8年度に桜川市真壁伝統的建造物群保存地区防災計画の策定を予定しており、同計画に基づき、住民・市・消防機関が連携して災害に強いまちづくりを図るものとする。

## 第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実（水戸地方気象台）

大規模な火事災害防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努める。

### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 情報の収集・連絡

ア 機関相互間の連携（水戸地方気象台、県、警察本部、市、消防機関、公共機関）

災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 機動的な情報収集活動の実施（県、警察本部、市、消防機関）

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

##### (2) 情報の分析整理（県、警察本部、市、消防機関）

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

##### (3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

#### 2 災害応急体制の整備

##### (1) 職員の体制（県、市、公共機関）

非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知し、定期的な訓練を実施する。

##### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

#### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

##### (1) 救助・救急活動への備え（県、警察本部、自衛隊、消防機関）

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努める。また、相互に資機材の保有状況等把握や緊急事態における迅速に諸対策を実施するために、恒常的な情報交換体制の構築に努める。

##### (2) 医療活動への備え（県、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2

章 第3節 3-3 「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

(3) 消火活動への備え (県、市、消防機関)

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努める。

(4) 通信手段の確保 (市)

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」に準じて実施する。

4 緊急輸送活動への備え (県、警察本部、市、道路管理者)

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-1 「緊急輸送道路の確保整備計画」に準じるほか、次により実施する。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、県は災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導 (市、消防機関)

避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、住民参加のもとで、風向きや火災誘因などを想定した防災避難訓練を実施する。

(2) 避難場所 (市、消防機関)

大規模火災の避難場所として、学校等並びに耐火建築物である公共施設等を避難場所に指定し、住民への周知徹底に努める。

また、火災状況に応じた避難を考慮し、一時的に参集できる公園緑地などのオープンスペースを避難場所と指定し、安全に誘導するなど、避難場所の扱いについて検討し、住民への周知を図る。

6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備 (県、警察本部、市、消防機関、公共機関、報道機関)

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るとともに、自主防災組織などと連携したコミュニティ防災活動を促し、火災に対する平素からの備えについて啓発に努める。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施 (県、市)

大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施する。

## 第4 防災知識等の普及

1 防災知識の普及 (県、市、消防機関)

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及啓発を図る。

## 2 防災関連施設等の普及（県、警察本部、市、消防機関）

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるとともに、住宅の不燃化を促進するなどの指導体制に努め、火災に強いまちづくりを推進する。

## 第2章 災害応急対策

大規模な火災が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

###### ア 県の対応

市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、消防庁に報告する。

###### イ 市、消防機関の対応

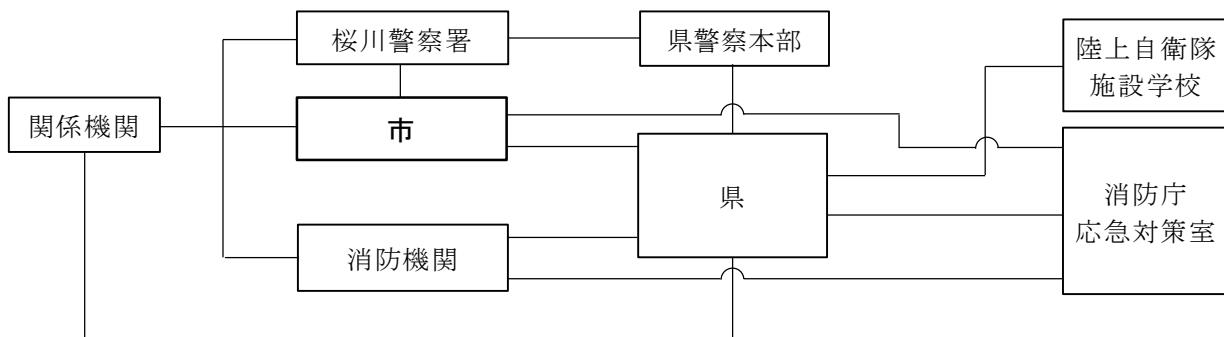
火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### (2) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、本編第3章第2節2-3「通信計画」に準じて実施する。

##### (3) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



#### 連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX))
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (駐屯地当直司令 内線 302)
茨城県警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 (総合当直 029-301-0110) 内線 5751、内線 3571
県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 (昼) 029-301-2885 (夜間)

(4) 応急対策活動情報の連絡（県、市、関係機関）

県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

2 通信手段の確保（県、警察本部、市、消防機関等、防災関係機関）

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 第2 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努める。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画

第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 大規模な火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 大規模な火災により、多数の死傷者等が発生したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
				避難所担当職員	各担当避難所
非常体制	第3配備指令	1 市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

#### (1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、及び災害時活動を実施する。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動するものとする。

2 広域的な応援体制（県、市、消防機関）

県内において大規模な火事による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2 「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 3 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市、県においては、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1 「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

#### （1）市、県、警察本部、消防機関の対応

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請する。

#### （2）自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行う。

### 2 資機材等の調達等（県、市防災関係機関）

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行う。

### 3 医療活動

#### （1）県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県計画「地震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県計画「地震災害対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

#### （2）市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-9 「医療・助産計画」に準じて実施する。

### 4 消火活動（県、市、消防機関）

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（県、警察本部、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

## 第5 避難の受入れ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第4節 4-2 「避難計画」に準じて実施する。

### 1 避難誘導の実施（警察本部、市、自衛隊）

発災時には、避難場所、避難所、福祉避難所、避難路及び災害危険箇所の所在や災害の概要等の情報を提供しつつ、地域住民等の避難誘導を行う。

### 2 避難場所（市）

発災時には、必要に応じ避難場所を開設する。避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布等について、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら適切に管理する。

### 3 要配慮者への配慮（市）

避難誘導及び避難場所において、要配慮者に十分配慮する。

## 第6 施設及び設備の応急復旧活動（県、市、公共機関）

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-4 「広報計画」に準ずるほか、次により実施する。

### 1 情報伝達活動（県、市）

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示等及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第8 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第7節 7-5 「防疫計画」及び地震災害対策計画編 第3章 第7節 7-7 「行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画」を準用するものとし、特に、本市が災害現場となった場合には、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。

## 7 林野火災対策計画



# 第1章 災害予防

林野火災の発生を予防するとともに、林野火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災関係機関及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

## 第1 林野火災に強い地域づくり

### 1 林野火災予防対策（県、市）

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に、火災が発生するおそれがある地域について、森林パトロールや予防広報を重点的に実施し、防火思想の普及を図る。

### 2 林野火災特別地域対策事業の推進（県、市）

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を、必要に応じて林野火災特別地域に指定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

## 第2 気象情報発表伝達体制の確保（水戸地方気象台）

林野火災防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努める。

## 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡関係

#### （1）情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

##### ア 県、警察本部の対応

市及び消防機関等から速やかに災害関連情報等の収集ができるよう、関係機関相互の連携の強化に努めるとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

また、上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、県警ヘリコプター・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。

##### イ 市

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努める。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

#### （2）通信手段の確保（県、警察本部、市）

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するととも

に、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。一方、住民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

## 2 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制（県、市、公共機関）

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

#### ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

#### イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

#### ウ 警察本部の対応

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の整備・推進を図る。

#### エ 林野火災対策連絡協議会

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会を年1回以上開催し、連携を強化する。

### (3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

#### ア 県の対応

林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を把握し、その一覧を作成する。

#### イ 市

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

### (4) 県と自衛隊の連携強化（県、自衛隊）

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡窓口を取り決め、必要な準備を備えておくものとする。

### 3 救助・救急、医療活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え（県、警察本部、自衛隊、消防機関）

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努める。また、相互に資機材の保有状況等を把握するなど緊急事態時に迅速に諸対策を実施するため、恒常的な情報交換体制の構築に努める。

#### (2) 医療活動への備え（県、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-3 「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

### 4 消火活動への備え

#### (1) 県の対応

空中消火活動の充実に期するため、防災ヘリコプター及び空中消火用資機材の整備と備蓄並びに維持管理に努める。

#### (2) 市の対応

防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

#### (3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第2章 第1節 1-4 「情報通信ネットワークの整備」に準じて実施する。

### 5 緊急輸送活動への備え（県、警察本部、市、道路管理者）

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 3-1 「緊急輸送道路の確保整備計画」に準じて実施する。

### 6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え（県、市、消防機関）

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導体制の整備に努める。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備する。

### 7 防災関係機関等の防災訓練の実施（県、市、防災関係機関）

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

## 第4 防災活動の促進

### 1 県の対応

山火事予防運動を実施するとともに、ポスターの配布やラジオ放送・防災ヘリコプターによる広報宣伝に努める。

### 2 市の対応

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報紙掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努める。

## 第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるとともに、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 林野火災情報の収集・連絡

###### ア 県、警察本部の対応

市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。

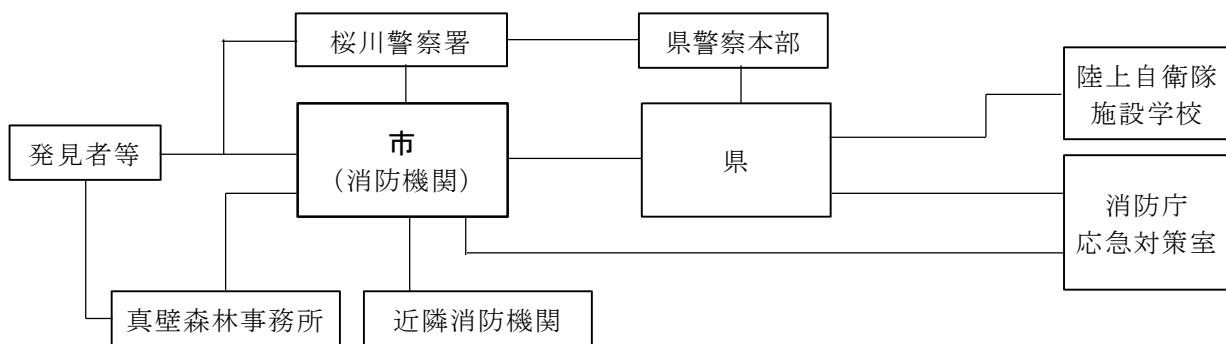
また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。

###### イ 市の対応

火災の発生状況、人的被害の状況、林野被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### (2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



#### 連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX))
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (駐屯地当直司令 内線 302)
茨城県警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 (総合当直 029-301-0110) 内線 5751、内線 3571
県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 (昼) 029-301-2885 (夜間)

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 県の対応

自ら実施する応急対策の活動状況等を各市町村に連絡するとともに、災害対策本部設置状況等を消防庁へ隨時連絡する。

イ 市の対応

応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第2 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県計画との整合性を考慮してとするものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 林野火災により、多数の死傷者等が発生したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
				避難所担当職員	各担当 避難所
非常体制	第3配備指令	1 市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

(1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、災害時活動を実施する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県等の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動する。

### 2 広域的な応援体制（県、市、消防機関）

県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2 「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 3 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市、県においては、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-1 「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

### 第3 救助・救急、医療及び消火活動

#### 1 救助・救急活動

##### (1) 市、県、警察本部、消防機関の対応

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請する。

##### (2) 自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行う。

#### 2 資機材等の調達等（県、市防災関係機関）

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行う。

#### 3 医療活動

##### (1) 県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県計画「地震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県計画「地震災害対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

##### (2) 市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、地震災害対策計画編 第3章 第4節 4-9「医療・助産計画」に準じて実施する。

#### 4 地上消火活動

##### (1) 市、消防機関の対応

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

##### (2) 自主防災組織、住民

林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

#### 5 空中消火活動（県、市、防災関係機関）

##### (1) 現地指揮本部

ア 市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

イ 空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

##### (2) 空中消火基地

消火資機材準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

##### (3) 空中消火の方法

水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

ア 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

イ その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(5) 自衛隊ヘリコプターの派遣

県は、市からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請する。

## 第4 緊急輸送のための交通の確保（県、警察本部、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

## 第5 避難の受入れ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第4節 4-2「避難計画」に準じて実施する。

## 第6 施設、設備の応急復旧活動（県、市、公共機関）

それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 2-4「広報計画」に準ずるほか、次により実施する。

### 1 情報伝達活動（県、市）

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

(2) 避難指示等及び避難先の指示

(3) 地域住民等への協力依頼

(4) その他必要な事項

## 2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第8 二次災害の防止活動（県、市、防災関係機関）

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

## 8 原子力災害対策計画



# 第1章 災害予防

## 第1章 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針に示されている予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z）となる。

本市は、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z）に該当しないが、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

## 第2章 情報の収集・連絡体制の整備

### 1 情報収集体制の確保

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集を行うため、状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

### 2 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

### 3 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

### 4 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

## 第3章 緊急事態応急体制の整備

### 1 オフサイトセンターの活用

オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

### 2 緊急時モニタリング体制の整備

市は、県の実施する原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備に対して協力する。

## 第4 原子力災害に関する知識の普及啓発及び防災業務関係者の人材育成

### 1 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリング
- (6) 原子力災害時の住民への広報手段
- (7) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (8) 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
  - (避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- (9) 地区ごとの住民のための一時集合所・避難所
- (10) 安定ヨウ素剤の効果、副作用

### 2 教育機関における普及啓発

市は、県、教育機関、民間団体等と連携し、防災教育を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

### 3 防災業務関係者的人材育成

市は、県及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、市職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を必要に応じて実施する。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- (6) 原子力災害時の広報に関する知識
- (7) 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- (8) 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- (9) オフサイトセンター、支援・研修センター及び災害対策本部等の設備に関する知識
- (10) 放射線の防護に関する知識
- (11) 放射線被ばく医療（応急手当を含む。）に関する知識
- (12) 原子力災害時に講じる防災対策の内容、その意味
- (13) 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項
  - (避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- (14) 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- (15) 安定ヨウ素剤の効果、副作用

## 第5 退避・避難実施体制の整備

### 1 避難所、屋内退避所等の整備

公共的施設等を対象に、避難所、屋内退避所及びスクリーニング等の場所をその管理者

の同意を得て避難所等として指定する。

また、市は避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

## 2 屋内退避・避難の住民等への事前周知

- (1) 原子力災害発生後の経過に応じて、住民等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 屋内退避の方法、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

## 3 広域避難体制の整備

長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。なお、他市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

## 第2章 災害応急対策

### 第1 活動体制の確立

#### 1 市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努める。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本編 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画 第3章 第1節 1-1 「組織計画」を準用するほか、下記による。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
警戒体制	第1配備指令	1 県内の原子力施設において、警戒事態の発生を覚知したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 県内の原子力施設において、施設敷地緊急事態の発生を覚知したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・ 課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
		1 県内の原子力施設において、全面緊急事態の発生を覚知したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。		避難所担当職員	各担当避難所
非常体制	第3配備指令	1 県内の原子力施設において、全面緊急事態の発生を覚知したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

#### (1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、災害時活動を実施する。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動するものとする。

#### 2 広域的な応援体制（県、市、消防機関）

県内において原子力災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 3-2 「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 第2 緊急事態応急対応

#### 1 緊急時モニタリング結果の報告と公表

市は、県、緊急時モニタリングセンター、関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。

## 2 応援に係る留意事項

応援を実施する場合は、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、その内容について、十分協議する。

## 第3 住民等への的確な情報伝達活動

### 1 情報伝達活動

#### (1) 迅速かつ的確な情報提供

原子力事業者が公表する情報及び国、県が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

#### (2) 市内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず市内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

#### (3) 定期的な情報提供

住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

## 第4 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

### 1 避難・屋内退避の実施

#### (1) 住民等の避難・屋内退避の指示

必要に応じて、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）と同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

#### (2) 屋内退避の実施における留意点

自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

### 2 避難・屋内退避の解除

緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

## 第5 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、出荷制限

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

### 2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、県からの指示内容について周知するとともに、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、次の措置を講じるよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

### 3 飲料水及び飲食物の供給

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を実施した場合、必要に応じて、住民に対し飲料水及び飲食物を供給する。

## 第6 心身の健康相談体制の整備及び防災業務関係者の安全確保

### 1 心身の健康相談体制の整備

市は、県からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

### 2 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

### 3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、県と連携して、職員の被ばく管理を行う。
- (3) 応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (4) 応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、他市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

## 第7 産業等への支援

### 1 風評被害等の影響の軽減

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組みを実施する。

### 2 被災中小企業等に対する支援

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。